

野田市国民保護計画

平成27年度修正

野 田 市

目次

第1編	総 則	1
第1章	市の責務、計画の位置付け、構成等	1
第2章	国民保護措置に関する基本方針	3
第3章	関係機関の事務又は業務の大綱等	5
第4章	市の地理的、社会的特徴	7
第5章	市国民保護計画が対象とする事態	16
第2編	平素からの備えや予防	17
第1章	組織・体制の整備等	17
第1	市における組織・体制の整備	17
第2	関係機関との連携体制の整備	23
第3	通信の確保	25
第4	情報収集・提供等の体制整備	26
第5	研修及び訓練	30
第2章	避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え	32
第3章	物資及び資材の備蓄、整備	35
第4章	国民保護に関する啓発	36
第3編	武力攻撃事態等への対処	38
第1章	初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	38
第2章	市対策本部の設置等	41
第3章	関係機関相互の連携	55
第4章	警報及び避難の指示等	59
第1	警報の伝達等	59
第2	避難住民の誘導等	62
第5章	救援	70
第6章	安否情報の収集・提供	72
第7章	武力攻撃災害への対処	75
第1	武力攻撃災害への対処	75
第2	応急措置等	76
第3	生活関連等施設における災害への対処等	81
第4	NBC攻撃による災害への対処等	83
第8章	被災情報の収集及び報告	86
第9章	保健衛生の確保その他の措置	87
第10章	国民生活の安定に関する措置	89
第11章	特殊標章等の交付及び管理	90

第4編 復旧等.....	92
第1章 応急の復旧.....	92
第2章 武力攻撃災害の復旧.....	93
第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等	93
第5編 緊急対処事態への備えと対処	95
第1章 総則.....	95
第1 基本的考え方.....	95
第2 事態想定ごとの被害概要	96
第3 平素からの備え.....	97
第2章 緊急対処事態への対処.....	99
第1 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	99
第2 市緊急対処事態対策本部の設置等	100
第3 関係機関相互の連携.....	101
第4 緊急対処事態への対処上の留意点	116
第5 緊急対処事態に係る復旧等	116

第 1 編 総 則

第 1 章 市の責務、計画の位置付け、構成等

市は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務に鑑み、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、市の責務を明らかにするとともに、野田市国民保護計画（以下「市国民保護計画」という。）の趣旨、構成等について定める。

1 市の責務及び市国民保護計画の位置付け

(1) 市の責務【国民保護法第 3 条】

市（市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成 17 年 3 月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び千葉県国民保護計画（以下「県国民保護計画」という。）を踏まえ、市国民保護計画に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

(2) 市国民保護計画の位置付け【国民保護法第 35 条】

市は、その責務に鑑み、国民保護法第35条の規定に基づき、市国民保護計画を作成する。

(3) 市国民保護計画に定める事項【国民保護法第35条第 2 項】

市国民保護計画においては、その区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、市が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第35条第 2 項各号に掲げる事項について定める。

2 市国民保護計画の構成

市国民保護計画は、次の各編により構成する。

第 1 編 総則

第 2 編 平素からの備えや予防

第 3 編 武力攻撃事態等への対処

第 4 編 復旧等

第 5 編 緊急対処事態への備えと対処

3 市国民保護計画の見直し、変更手続

(1) 市国民保護計画の見直し

市国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

市国民保護計画の見直しに当たっては、野田市国民保護協議会（以下「市国民保護協議会」という。）の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

(2) 市国民保護計画の変更手続【国民保護法第35条第8項、第39条第3項】

市国民保護計画の変更に当たっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、市議会に報告し、公表するものとする。ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。

4 市地域防災計画との整合の確保

市地域防災計画は、市国民保護計画と、その対象とする災害の発生原因は異なるものの、災害の態様や対処方法については、国民保護措置と共通する部分が多く、発生した事態に効果的に対処するためには、市の配備体制、本部の運営や関係機関との連携体制等の統一を図る必要がある。

以上のことから、本計画は、市地域防災計画との整合を確保し、できるだけ統一的な運用ができるように配慮する。また、この計画に定めていない事項については、市地域防災計画を活用するものとする。

第2章 国民保護措置に関する基本方針

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

(1) 基本的人権の尊重【国民保護法第5条】

市は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

(2) 国民の権利利益の迅速な救済【国民保護法第6条】

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

(3) 国民に対する情報提供【国民保護法第8条】

市は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保【国民保護法第3条第4項】

市は、国、県、近隣市町村並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

(5) 国民の協力【国民保護法第4条】

市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

(6) 高齢者、障がい者等への配慮及び国際人道法の的確な実施【国民保護法第9条】

市は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障がい者、外国人及びその他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、市は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

(7) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重【国民保護法第7条】

市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的

に判断するものであることに留意する。

(8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保【国民保護法第 22 条】

市は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

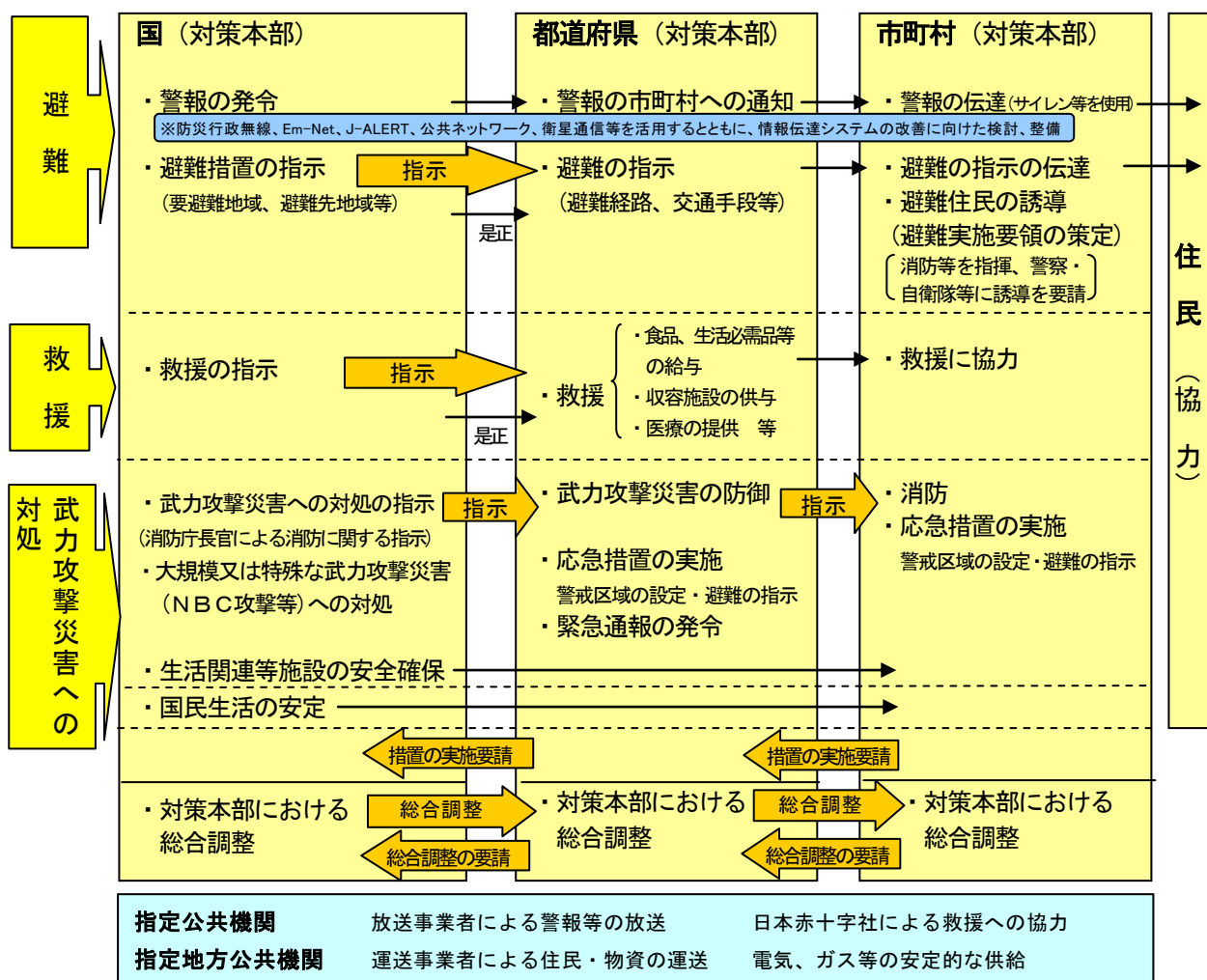
また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

市は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における市の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

国、都道府県、市町村におけるそれぞれの国民保護措置等の仕組みは以下のとおりである。

国民の保護に関する措置の仕組み



国、地方公共団体、指定公共機関等が相互に連携

市の事務又は業務の大綱は次のとおりである。

事務又は業務の大綱	
1	国民保護計画の作成
2	国民保護協議会の設置、運営
3	国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営
4	組織の整備、訓練
5	警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施
6	救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施
7	退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害への対処に関する措置の実施
8	水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施
9	武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害の復旧に関する措置の実施

第4章 市の地理的、社会的特徴

市は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、考慮しておくべき市の地理的、社会的特徴等と、それらを踏まえた留意事項について定める。

1 地理的特徴

(1) 位置

本市は、千葉県の北西部、関東平野のほぼ中心にあり、利根川とその支流である江戸川及び利根運河とに囲まれ、東京都心からは約 30km、千葉市に 45km の距離、東経 139 度 52 分 29 秒、北緯 35 度 57 分 18 秒に位置する。

東は利根川を境に茨城県の坂東市・常総市・守谷市・境町に、西は江戸川を境に埼玉県の幸手市・春日部市・吉川市・杉戸町・松伏町、茨城県の五霞町に、南は利根運河を境に県内の柏市・流山市と接している。

(2) 地形と地質

本市は南北に細長い三角形の地形をしている。市のほぼ全域に台地が分布しているが、利根川、江戸川の一部流域には氾濫低地が発達し、砂の堆積した微高地（自然堤防）が形成されている。台地面は、両河川に注ぐ多数の支流や水系に由来する谷や凹地の形成により、複雑な地形面となっている。

また、本市の市街地の多くは、高台に集中しており、その地質の大部分は火山灰土で形成されており、河川沿い及び低地部は、沖積土と沖積砂土となっている。

【本市の地形】

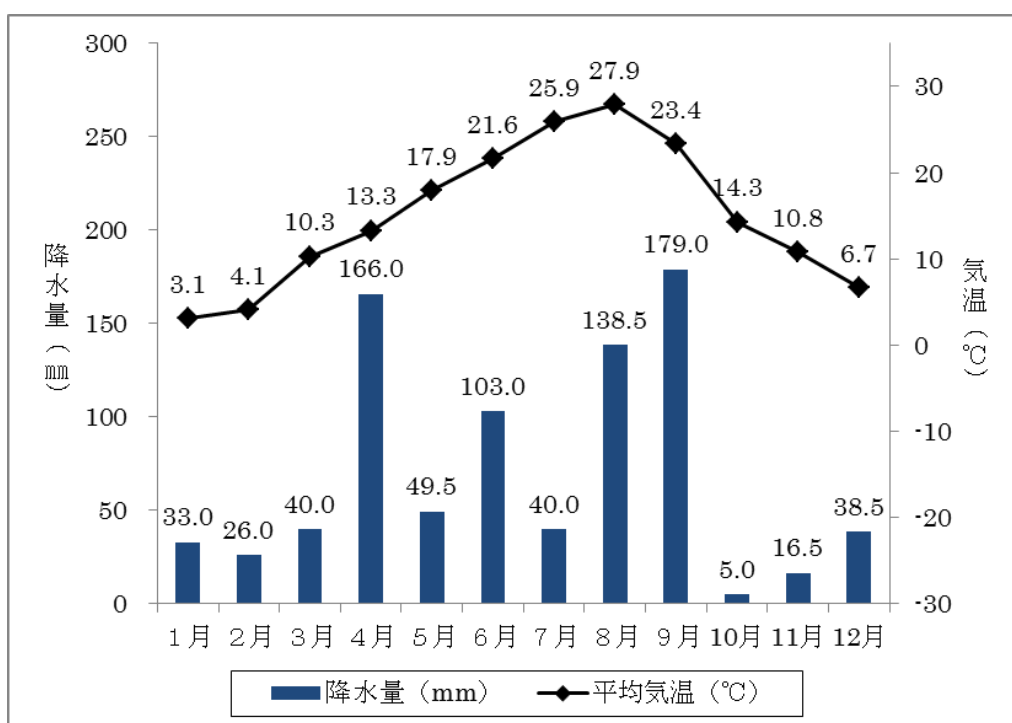


(3) 気候

本市の気温は、平成 25 年で年平均 15.3 度であり、最も低いのは 1 月の月平均 3.1 度、最も高いのは 8 月の 27.9 度で、気候は比較的温暖である。年間平均湿度 69.0%、年間降水量は、835 mm で、9 月の降雨が多くなっている。風向きは、暖かい時期は南東方向、寒い時期は北西方向が多い。年間平均風速は 2.2m/s とあまり強くない。

【本市における降水量・気温の状況（平成 25 年）】

区分 年月	気温			湿度	降水量		風速	
	平均	最高	最低	平均	合計	1 日最大	平均風向	平均風速
	(℃)	(℃)	(℃)	(%)	(mm)	(mm)		(m/s)
平成 25 年	15.3	38.3	-4.5	69.0	835	68.0		2.2
1 月	3.1	13.9	-4.5	61.8	33.0	17.5	北北西	2.3
2 月	4.1	18.4	-3.1	57.1	26.0	7.5	北西	2.8
3 月	10.3	26.6	0.1	62.7	40.0	10.0	北西	2.8
4 月	13.3	24.2	2.1	63.4	166.0	58.0	南南東	2.9
5 月	17.9	29.9	7.9	69.8	49.5	20.0	南南東	2.6
6 月	21.6	31.1	12.5	79.3	103.0	33.5	東	1.8
7 月	25.9	38.0	18.7	76.5	40.0	18.5	東	2.0
8 月	27.9	38.3	18.9	73.2	138.5	46.5	南南東	2.1
9 月	23.4	36.2	12.1	75.4	179.0	68.0	東	1.9
10 月	14.3	21.6	7.8	78.1	5.0	2.5	北北西	1.3
11 月	10.8	21.0	1.1	69.1	16.5	9.0	北北西	1.6
12 月	6.7	15.7	-0.7	68.8	38.5	19.5	北北西	2.0



2 社会的特徴

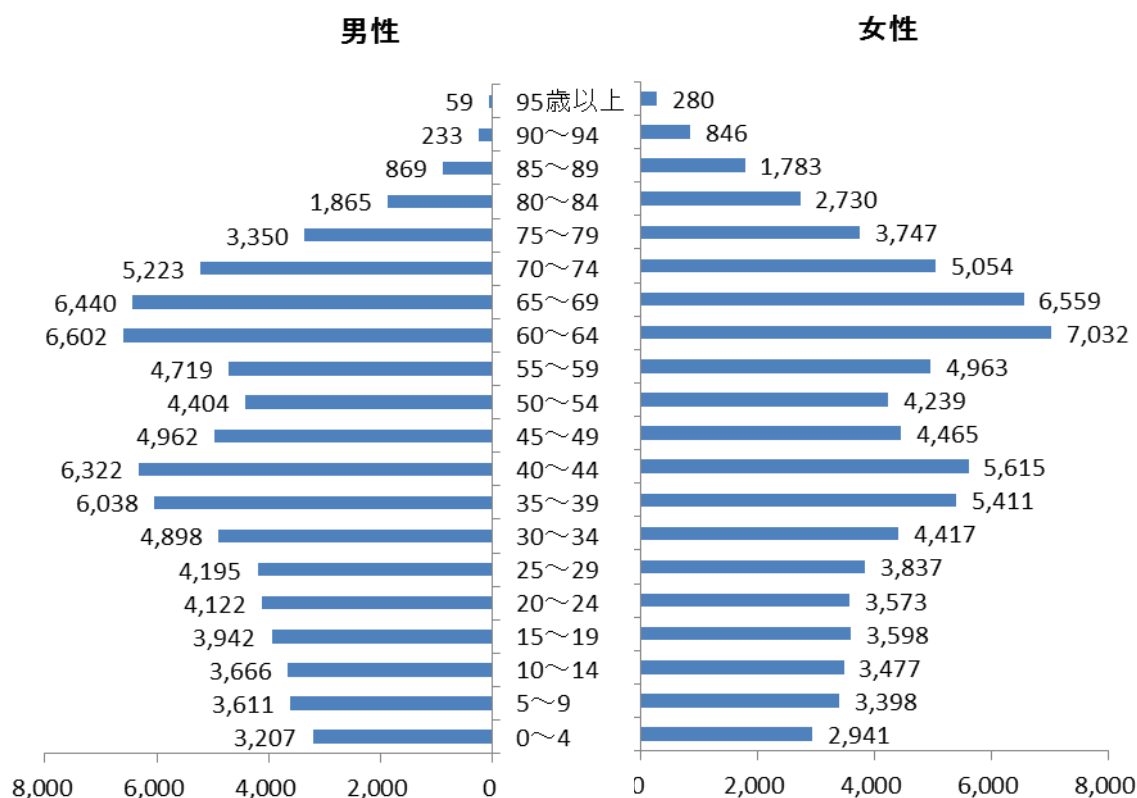
(1) 人口分布

本市の人口は、平成 26 年 1 月 1 日現在 156,423 人、63,846 世帯が在住し、人口密度は約 1,511 人/km²である。

地区別で人口集積が高いのは、南部地区（山崎、花井、みずき一～四丁目等）で 21.2%、次いで中央地区（清水、野田、中野台等）の 16.9%、北部地区（岩名一丁目～二丁目、七光台、春日町等）の 16.1%、東部地区（柳沢、中根、目吹等）の 12.4%などの順となっている。

また、年齢 5 歳階級別分布をみると、団塊の世代を含む 60 歳から 69 歳の階級が総人口に占める割合が最も高い。

【本市の人口分布＜男女年齢構成別＞（平成 25 年）】

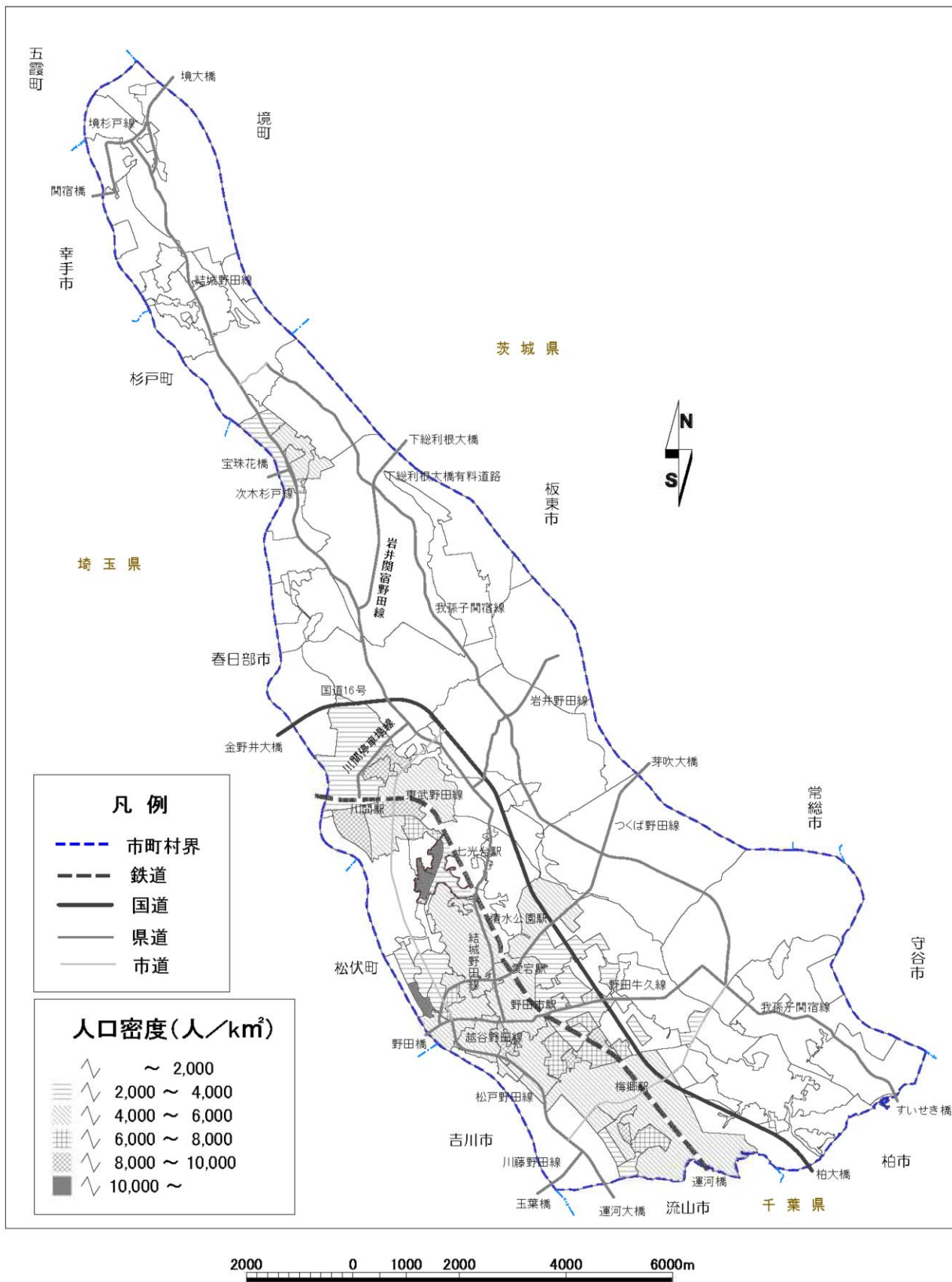


【本市の地区別人口密度】

地区名	人口（人）	割合（%）	人口密度（人/㎢）	世帯数（世帯）
中 央	26,586	16.9	4,253	11,075
東 部	19,306	12.4	1,652	7,378
南 部	33,292	21.2	3,981	14,023
北 部	25,107	16.1	2,973	9,768
川 間	13,848	8.8	894	5,726
福 田	10,069	6.5	641	3,965
関宿北部	2,867	1.8	470	1,044
関宿中部	11,641	7.5	1,509	4,674
関宿南部	13,707	8.8	1,287	5,466
市 全 体	156,423	100.0	1,511	63,846

（平成 26 年 1 月 1 日現在）

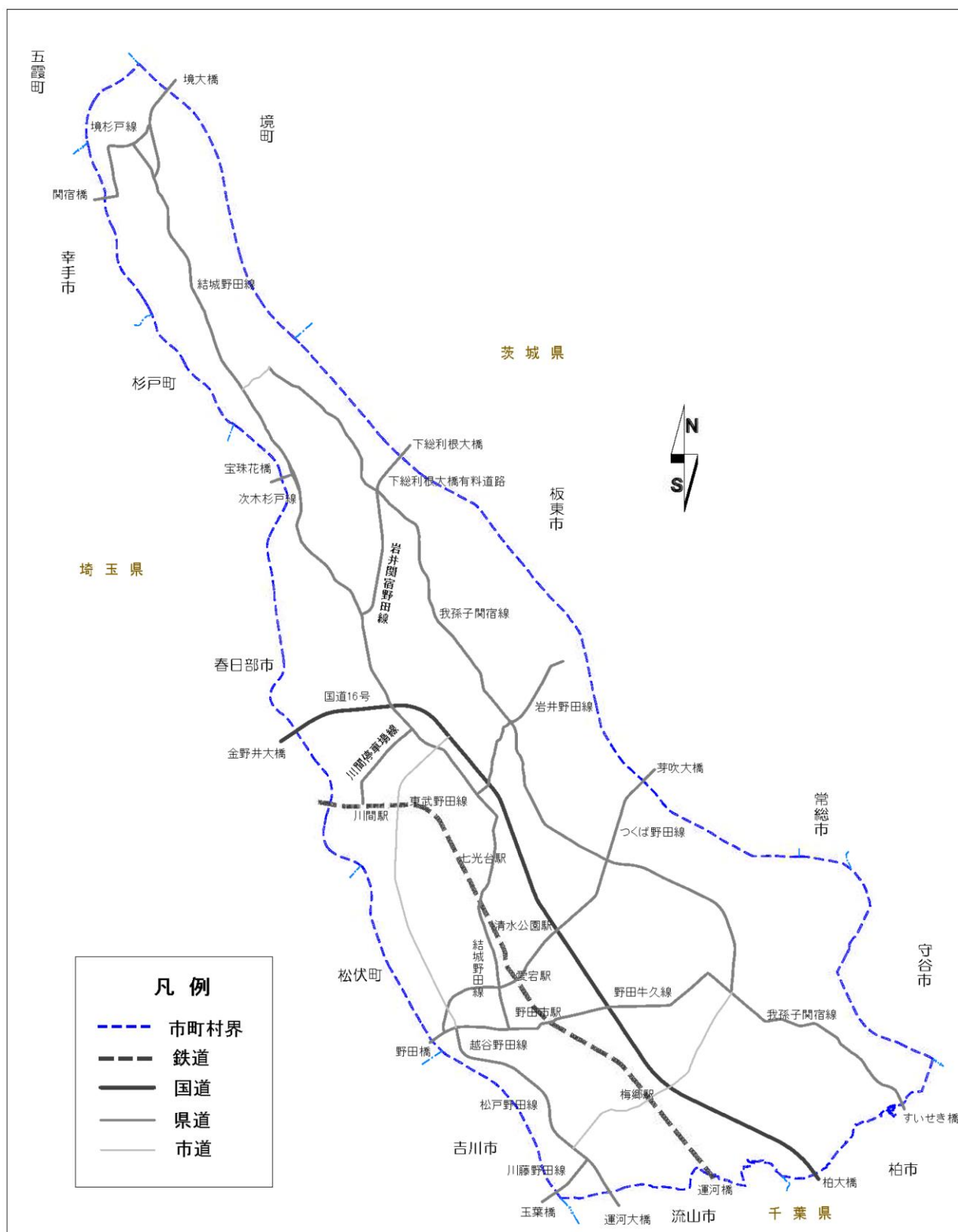
【本市の人口集中地域】



(2) 道路

本市の道路は、広域幹線道路として国道 16 号線が柏市から春日部市に抜けているほか、主要地方道として結城野田線、松戸野田線、我孫子関宿線、境杉戸線、つくば野田線、越谷野田線、野田牛久線が南北又は東西に延びている。また、県内外の周辺市町には橋梁により連絡している。

【本市の道路・鉄道の位置等】



(3) 鉄道

本市の鉄道は、国道 16 号線に並行するように東武野田線が走っており、梅郷、野田市、愛宕、清水公園、七光台、川間の合計 6 駅がある。野田市駅から主なターミナル駅への所要時間は、柏駅及び春日部駅まで約 20 分、大宮駅まで約 50 分、船橋駅まで約 1 時間である。

なお、都心への通勤等については、東武野田線の柏駅で J R 常磐線、春日部駅で東武伊勢崎線、大宮駅で J R 各線、船橋駅で J R 総武線または京成線、新鎌ヶ谷駅で北総線、流山おおたかの森駅でつくばエクスプレスへ乗り換えることができる。

(4) 自衛隊施設等

本市に自衛隊施設等は所在しない。

3 本市において留意すべき事項

本市において安全保障上留意すべき事項については、概ね国の示しているとおりであるが、以下に掲げる本市の特性から、ゲリラや特殊部隊による攻撃や大規模テロの生起に特に留意して、国民の保護措置を的確に行っていくことが重要である。

① 利根川、江戸川、利根運河といった水域に囲まれている地理的特性から、次のことに留意すべきである。

ア 橋が攻撃対象となった場合、市外への往来が困難である。

イ テロリスト等の潜入、潜伏が容易である。

ウ 河川等への毒物等混入が容易である。

② 本市の社会的特性から、次のことに留意すべきである。

ア 東京への通勤・通学者が多い（全就業者・通学者の約 13%、10,986 人：平成 22 年国勢調査）ことから帰宅困難者の発生のおそれがある。また、昼間は年少者や高齢者の割合が高くなるため、避難支援等を行う要員が必要となる。

イ 首都東京、成田国際空港、千葉幕張新都心等が攻撃対象となった場合、避難者の流入が考えられる。

ウ 利根川を境に茨城県に、江戸川を境に埼玉県に隣接していることから、避難誘導等に当たって広域的な連携が必要となる。

③ その他

ア 電力供給施設として、世界最大出力（786 万 kVA）を有する東京電力（株）新野田変電所が西三ヶ尾に所在し、武力攻撃等の標的となる可能性がある。

イ 民間航空機に方位及び距離の情報を提供する施設として、国土交通省東京航空局関宿 VOR/DME 局舎が木間ヶ瀬に所在し、武力攻撃等の標的となる可能性がある。

ウ 清水公園、もりのゆうえんち、ゴルフ場等の集客施設、大規模な工場等、人口が密集する場所が所在するため、人的被害が発生するおそれがあり、市外からの来遊者に対する避難時の配慮が必要となる。

第5章 市国民保護計画が対象とする事態

市国民保護計画においては、以下のとおり県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急対処事態を対象とする。

1 武力攻撃事態

市国民保護計画においては、武力攻撃事態として、県国民保護計画において想定されている次に掲げる4類型を対象とする。

類 型	特 徴	留 意 点
着上陸侵攻	事前の準備が可能であり、戦闘予想地域からの先行避難が必要	一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲に渡ることを想定
ゲリラや特殊部隊による攻撃	事前にその活動を予測・察知することが困難で、突発的に被害が生じることを想定	攻撃当初は屋内に一時避難させ、関係機関が安全措置を講じつつ避難を実施
弾道ミサイル攻撃	発射された段階での攻撃目標の特定は極めて困難で、発射後極めて短時間で着弾	迅速な情報伝達等による被害の局限化が重要であり、地下又は堅牢な建物内への避難が中心
航空攻撃	航空機による爆撃であり、攻撃目標の特定が困難	地下又は堅牢な建物内への避難等を広範囲に指示することが必要

2 緊急対処事態

市国民保護計画においては、緊急対処事態として、県国民保護計画において想定されている次に掲げる事態例を対象とする。

なお、市は、緊急対処事態に対する対処については、武力攻撃事態におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、武力攻撃事態等の対処に準じて行う。

分類	類 型	事 態 例
攻撃対象施設等	危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態	・可燃性ガス貯蔵施設等の爆破 ・近隣の原子力事業所等の破壊
	多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態	・集客施設、駅等の爆破 ・列車等の爆破 ・政治経済活動の中核（庁舎、議会、交通施設、変電所、通信施設等）に対する攻撃
攻撃手段	多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態	・ダーティボム（爆薬と放射性物質を組み合わせたもの）等の爆発による放射能の拡散 ・炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布 ・市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布 ・河川上流への放射性物質、毒素等の混入
	破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態	・航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ

第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等

第1 市における組織・体制の整備【国民保護法第41条】

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及び服務基準等の整備を図る必要があることから、以下のとおり、各部局の準備事項、職員の参集基準等について定める。

1 市の各部における平素の業務

市の各部局は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、次のようにその準備に係る事項を行う。

【国民保護措置実施のための準備事項】

部名	準備事項
企画財政部	・ 住民への広報に関すること。 ・ 報道機関との連携に関すること。 ・ 被害状況の調査に関すること。 ・ 鉄道及びバス等の公共交通機関との連絡調整に関すること ・ 国民保護関係予算措置に関すること。 ・ 国民保護関係経費の出納に関すること。 ・ 被災者に関する市民税等の減免措置等に関すること。
総務部	・ 国民保護措置等従事職員の公務災害補償等の整備に関すること。 (市長部局職員に係るものに限る)。 ・ 外部応援要員の受入れ体制の整備に関すること。 ・ 車両及び燃料の確保に関すること。 ・ 対策要員への飲料水、食料の供給に関すること。 ・ 応急仮設住宅の設置に関すること。

部名	準備事項
市民生活部	・ 国民の保護に関する総合調整に関すること。 ・ 国民保護協議会の運営に関すること。 ・ 国民保護計画に関すること。 ・ 国民保護に係る研修、訓練の総合調整に関すること。 ・ 通信体制の整備に関すること。 ・ 市民等に対する情報伝達体制の整備に関すること。 ・ 被災情報及び安否情報の収集、提供体制の整備に関すること。 ・ 県、指定公共機関、指定地方公共機関、自衛隊、その他関係機関との連絡体制の整備に関すること。 ・ 初動体制及び職員の参集基準の整備に関すること。 ・ 避難施設の指定に関すること。 ・ 備蓄物資に関すること。 ・ 物資の確保体制の整備に関すること。 ・ 遺体の埋火葬に関すること。 ・ 特殊標章等の交付等に関すること（消防職員に係るものを除く）。 ・ 自主防災組織等の支援に関すること。 ・ 被災者に関する国民健康保険税の減免措置等に関すること。
自然経済推進部	・ 公園施設等の応急復旧に関すること。
環境部	・ 廃棄物処理に関すること。 ・ 災害地のゴミ、し尿の収集処理に関すること。 ・ 大気汚染・水質汚濁等の調査及び応急復旧に関すること。
土木部	・ 道路、河川、橋梁等の保全、管理及び被害状況の調査に関すること。 ・ 土木関係事業者との連絡体制の整備に関すること。 ・ 下水道施設の保全、管理及び被害状況の調査に関すること。
都市部	・ 市有建築物等の応急復旧に関すること。 ・ 被災住家の応急復旧に関すること。 ・ 区画整理組合との連絡調整及び被害状況の調査に関すること。
保健福祉部	・ 救護所の設置に関すること。 ・ 保健衛生・防疫活動に関すること。 ・ 被災者の医療、助産、救護に関すること。 ・ 医療機関との連絡調整に関すること。 ・ 医療、衛生資材及び薬品等の調達に関すること。 ・ 日本赤十字社との連絡調整に関すること。 ・ 福祉避難所に関すること。 ・ 災害ボランティアセンターに関すること。 ・ 避難行動要支援者の対策に関すること。

部名	準備事項
児童福祉部	・ 福祉避難所に関すること。 ・ 避難行動要支援者の対策に関すること。
生涯学習部	・ 避難所の開設、運営に関すること。
学校教育部	・ 児童生徒の安全、避難計画に関すること。 ・ 被災児童生徒に対する教科書、学用品の支給に関すること。 ・ 児童生徒の保健に関すること。 ・ 教員の動員に関すること。 ・ 国民保護措置等従事職員の公務災害補償等の整備に関すること（教育委員会事務局職員に係るものに限る）
議 会 事 務 局、監査委 員事務局、 選挙管理委 員 会 事 務 局、農業委 員 会 事 務 局、会計管 理者	・ 行方不明者、死者、負傷者の把握に関すること。 ・ 避難者の把握に関すること。 ・ 国民保護関係経費の出納に関すること。
消防本部、 消防署	・ 武力攻撃災害の対処に関すること（救急・救助活動を含む）。 ・ 緊急消防援助隊の受け入れに関すること。 ・ 生活関連施設・危険物質等の取扱所の安全対策の支援に関すること。 ・ 特殊標章等の交付等に関すること（消防職員に係るものに限る）。 ・ 消防団活動に関すること。 ・ 国民保護措置等従事職員の公務災害補償等の整備に関すること（消防職員に係るものに限る）
水道部	・ 応急給水体制の整備に関すること。 ・ 水道施設の被害調査及び応急復旧に関すること。
各部共通	・ 所管施設利用者等の安全避難及び保護者等への引き渡し体制の整備に関すること。 ・ 所管施設、各種団体等との連絡調整体制の整備に関すること。 ・ 市対策本部の事務における必要な機関との連絡調整体制の整備及び必要な協定の締結に関すること。 ・ 職員の連絡体制の整備に関すること。

2 市職員の参集基準等

(1) 職員の迅速な参集体制の整備

市は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員が迅速に参集できる体制を整備する。

(2) 24時間即応体制の確立

市は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、常備消防機関との連携を図りつつ当直等の強化を行うなど、速やかに市長及び国民保護担当職員に連絡が取れる24時間即応可能な体制を確保する。

(3) 市の体制及び職員の参集基準等

市は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、次の体制を整備するとともに、その参集基準を定める。

その際、市長の行う判断を常時補佐できる体制の整備に努める。

【職員参集基準】

体 制	参 集 基 準
① 担当課体制	国民保護担当課（防災安全課）職員が参集
② 市緊急事態連絡室体制	原則として、市国民保護対策本部体制に準じて職員の参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断
③ 市国民保護対策本部体制	全ての市職員が本庁又は出先機関等に参集

【事態の状況に応じた初動体制の確立】

事態の状況	体制の判断基準		体制
事態認定前	市の全部局での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合		①
	市の全部局での対応が必要な場合（現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合）		②
事態認定後	市国民保護対策本部設置の通知がない場合	市の全部局での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	①
		市の全部局での対応が必要な場合（現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合）	②
	市国民保護対策本部設置の通知を受けた場合		③

(4) 職員の参集、配備

市民生活部長から市長へ情報を伝達し、市長が配備を判断する。

情報伝達は、庁内放送、電話連絡等により行い、各部長は情報に基づき、必要な職員の動員・配備を行う。

(5) 職員の参集が困難な場合の対応

交通の途絶、被災などにより職員の参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

なお、市国民保護対策本部長（以下「市対策本部長」という。）の職務権限については、次のとおりとする。

【市長不在時の権限の委任】

名称	第1順位	第2順位	第3順位	第4順位	第5順位
市国民保護 対策本部長 (市長)	副市長	教育長	理事	建設 局長	市民生 活部長

(6) 職員の服務基準

市は、(3)①～③の体制ごとに、参集した職員の行うべき所掌事務を定める。

(7) 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、市国民保護対策本部（以下「市対策本部」という。）を設置した場合において、その機能が確保されるよう次の項目について定める。

- ① 交代要員の確保その他職員の配置
- ② 食料、燃料等の備蓄
- ③ 自家発電設備の確保
- ④ 仮眠設備等の確保等

3 消防機関の体制

(1) 消防本部及び消防署における体制

消防本部及び消防署は、市における参集基準等と同様に、消防本部、消防署における初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定める。その際、市は、消防本部及び消防署における24時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における消

防本部及び消防署との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備する。

(2) 消防団の充実・活性化の推進等

市は、県と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組を積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、市は、県と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

さらに、市は、消防本部及び消防署における参集基準等を参考に、消防団員の参集基準を定める。

4 国民の権利利益の救済に係る手続等

(1) 国民の権利利益の迅速な救済【国民保護法第6条】

市は、武力攻撃事態等の認定があった場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、国民からの問合せに対応するための相談窓口を開設し、手続項目ごとに担当部局が処理する。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の収用に関すること。(法第81条第2項)
	特定物資の保管命令に関すること。(法第81条第3項)
	土地等の使用に関すること。(法第82条)
	応急公用負担に関すること。(法第113条第1項・5項)
	車両等の破損措置に関すること。(法第155条第2項において準用する災害対策基本法第76条の3第2項後段)
実費弁償 (法第159条第2項)	医療の実施の要請等に関すること。(法第85条第1・2項)
損害補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの (法第70条第1・3項、80条第1項、115条第1項、123条第1項)
	医療の実施の要請等によるもの。(法第85条第1・2項)
争訟	不服申立てに関すること。(法第6条、175条)
	訴訟に関すること。(法第6条、175条)

(2) 国民の権利利益に関する文書の保存

市は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、市文書管理規程

等の定めるところにより、適切に保存する。また、国民の権利利益の救済を確実に
行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に
確実に保管する等の配慮を行う。

市は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している
場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保
存期間を延長する。

第2 関係機関との連携体制の整備【国民保護法第3条第4項】

市は、国民保護措置を実施するに当たり、国、県、他の市町村、指定公共機関、
指定地方公共機関その他関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠である
ため、以下のとおり、関係機関との連携体制整備の在り方について定める。

1 基本的考え方

(1) 防災のための連携体制の活用

市は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための
連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

(2) 関係機関の計画との整合性の確保

市は、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係
機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保
護業務計画との整合性の確保を図る。

(3) 関係機関相互の意思疎通

市は、個別の課題に関して関係機関による意見交換の場を設けること等により、
関係機関の意思疎通を図り、人的なネットワークを構築する。この場合において、
市国民保護協議会の部会を活用すること等により、関係機関の積極的な参加が得
られるように留意する。

2 県との連携

(1) 県の連絡先の把握等

市は、緊急時に連絡すべき県の連絡先及び担当部署（担当部局名、所在地、電
話（FAX）番号、メールアドレス等）について把握するとともに、定期的に更
新を行い、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、県と必要な連
携を図る。

(2) 県との情報共有

警報の内容、避難や救援を行う際の経路や運送手段等に関し、県との間で緊密な情報の共有を図る。

(3) 市国民保護計画の県への協議【国民保護法第35条第5項】

市は、県との国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置と市の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

(4) 警察署との連携

市長は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、警察署と必要な連携を図る。

3 近接市町との連携

(1) 近接市町との連携【国民保護法第147条】

市は、近接市町の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近接市町相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に関し締結されている市町村間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近接市町相互間の連携を図る。

(2) 消防機関の連携体制の整備

市は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、近接市町の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等の見直しを行うこと等により、消防機関相互の連携を図る。また、消防機関のNBC対応可能部隊数やNBC対応資機材の保有状況を相互に把握し、相互応援体制の整備を図る。

4 指定公共機関等との連携

(1) 指定公共機関等の連絡先の把握

市は、区域内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておく。

(2) 医療機関との連携

市は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防機関とともに、災害拠点病院、救命救急センター、医師会等との連絡体制を確認するとともに平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう（財）日本中毒情報センター等

の専門的な知見を有する機関との連携に努める。

(3) 関係機関との協定の締結等【国民保護法第147条】

市は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

また、市は、区域内の事業所における防災対策への取組に支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

5 ボランティア団体等に対する支援【国民保護法第4条第3項】

(1) 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織及び自治会等のリーダー等に対する研修等を通じて国民保護措置の周知及び自主防災組織等の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織等相互間、消防団及び市等との間の連携が図られるよう配慮する。

また、男女双方の視点を取り入れた対策を実施するため、自主防災組織等への女性の参画を促進する。

さらに、国民保護措置についての訓練の実施を促進し、自主防災組織等が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図る。

(2) 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援

市は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

第3 通信の確保

市は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、非常通信体制の整備等による通信の確保が重要であることから、以下のとおり、非常通信体制の整備等について定める。

(1) 非常通信体制の整備

市は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された非常通信協議会※との連携に十分配慮する。

※非常通信協議会

電波法第74条第1項に規定される非常の場合の無線通信の円滑な運用を目的と

した団体で、非常通信の運用計画の策定や非常通信訓練の実施などを行っている。

(2) 非常通信体制の確保

市は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実に行うため、情報伝達ルートが多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、自然災害時における体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備に努める。

第4 情報収集・提供等の体制整備

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の内容の通知及び伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 情報収集・提供のための体制の整備【国民保護法第8条】

市は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

(2) 体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、次の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

施設・設備面	非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。
	武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。
	無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。
	武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。
運用面	夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。
	武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。
	通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。
	無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。
	電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。
	担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、職員担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。
	国民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障がい者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。

(3) 情報の共有

市は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティー等に留意しながらデータベース化等に努める。

2 警報等の伝達に必要な準備【国民保護法第47条】

(1) 警報の伝達体制の整備

市は、知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合において、民生委員児童委員や社会福祉協議会、国際交流協会等との協力体制を構築するなど、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮する。（その際、民生委員児童委員や社

会福祉協議会との十分な協議の上、その役割を考える必要がある。)

(2) 防災行政無線等の整備

市は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる同報系防災行政無線、緊急情報ネットワークシステム（E m－N e t）、全国瞬時警報システム（J－A L E A R T）について、システムの保守点検を行い、的確な動作環境の整備を行う。

(3) 警察署との連携【国民保護法第47条第3項】

市は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、警察署との協力体制を構築する。

(4) 国民保護に係るサイレンの住民への周知

国民保護に係るサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付消防運第17号国民保護運用室長通知）については、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。

(5) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

市は、県から警報の内容の通知を受けたときに市長が迅速に警報の内容の伝達を行うこととなる区域内に所在する学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設について、県との役割分担も考慮して定める。

(6) 民間事業者からの協力の確保

市は、県と連携して、特に昼間人口の多い地域における「自助・共助」の活動の実施が期待される民間事業者が、警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、各種の取組を推進する。

その際、先進的な事業者の取組をPRすること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。

3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備【国民保護法第94条、第95条】

(1) 安否情報の種類及び報告様式

市は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷した住民の安否情報（以下参照）に関して、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という。）第2条に規定する様式第3号の安否情報報告書の様式により、県に報告する。

【収集・報告すべき情報】

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1 避難住民（負傷した住民も同様）<ol style="list-style-type: none">① 氏名② ふりがな③ 出生の年月日④ 男女の別⑤ 住所（郵便番号を含む）⑥ 国籍（日本国籍を有しない者に限る。）⑦ ①～⑥のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）⑧ 負傷（疾病）の該当⑨ 負傷又は疾病の状況⑩ 現在の居所⑪ 連絡先その他必要情報⑫ 親族・同居者への回答の希望⑬ 知人への回答の希望⑭ 親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表の同意2 死亡した住民
（上記①～⑦に加えて）<ol style="list-style-type: none">⑧ 死亡の日時、場所及び状況⑨ 遺体が安置されている場所⑩ 連絡先その他必要情報⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答への同意 |
|---|

(2) 安否情報収集のための体制整備

市は、収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、あらかじめ、市における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等を定めるとともに、職員に対し、必要な研修・訓練を行う。また、県の安否情報収集体制（担当の配置や収集方法・収集先等）の確認を行う。

(3) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

市は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握する。

4 被災情報の収集・報告に必要な準備【国民保護法第126条、第127条】

(1) 情報収集・連絡体制の整備

市は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の

整備を図る。

なお、被災情報の収集・報告については、個人情報保護法及び野田市個人情報保護条例の規定に基づき被災者の個人情報の取扱いに留意する。

(2) 担当者の育成

市は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当職員に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じ担当職員の育成に努める。

第5 研修及び訓練

市職員は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。

このため、市における研修及び訓練の在り方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 研修

(1) 研修機関における研修の活用

市は、国民保護の知見を有する職員を育成するため、消防大学校、市町村職員中央研修所、県自治研修センター、県消防学校等の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

(2) 職員等の研修機会の確保

市は、職員に対して、国、県等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。

また、県と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、eラーニング等も活用するなど多様な方法により研修を行う。

※【内閣官房国民保護ポータルサイト】

<http://www.kokuminhogo.go.jp>

※【総務省消防庁ホームページ「国民保護」】

http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList2_1.html

(3) 外部有識者等による研修

市は、職員等の研修の実施に当たり、消防職員を活用するほか、県、自衛隊及び警察の職員、学識経験者等を講師に招くなど外部の人材を積極的に活用する。

2 訓練【国民保護法第42条】

(1) 市における訓練の実施

市は、近隣市町、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、警察署、自衛隊等との連携を図る。

(2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、次に示す訓練を実施する。

- ① 市対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び市対策本部設置運営訓練
- ② 警報・避難の指示等の内容の伝達訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集訓練
- ③ 避難誘導訓練及び救援訓練

(3) 訓練に当たっての留意事項

- ① 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。
- ② 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、自治会等の協力を求めるとともに、特に高齢者、障がい者、その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。
- ③ 訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映する。
- ④ 市は、自治会、自主防災組織等と連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。
- ⑤ 市は、県と連携し、学校、病院、駅、集客施設、集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震等の計画及びマニュアル等に準じて、警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。
- ⑥ 市は、警察署と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えに関して必要な事項について、以下のとおり定める（通信の確保、情報収集・提供体制など既に記載しているものを除く）。

1 避難に関する基本的事項

(1) 基礎的資料の収集

市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を準備する。

(2) 隣接する市町との連携の確保【国民保護法第3条第4項】

市は、市町の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市町と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

(3) 高齢者、障がい者等への配慮【国民保護法第9条第1項】

市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障がい者等自ら避難することが困難な者及び外国人等の避難について、自然災害時への対応として作成する避難支援プランを活用しつつ、避難行動要支援者の避難対策を講じる。

(4) 民間事業者からの協力の確保

市は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性に鑑み、平素から、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築しておく。

(5) 学校や事業所との連携

市は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各事業所における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

2 避難実施要領のパターンの作成【基本指針第4章第1節4(1)】

市は、関係機関（教育委員会など市の各執行機関、消防機関、県、警察署、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、季節の別（特に冬期間の避難方法）、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況等について配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。

3 救援に関する基本的事項

(1) 県との調整

市は、県から救援の一部の事務を市において行うこととされた場合や市が県の行う救援を補助する場合に鑑みて、市の行う救援の活動内容や県との役割分担等について、自然災害時における市の活動状況等を踏まえ、あらかじめ県と調整しておく。

(2) 基礎的資料の準備等

市は、県と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組と並行して関係機関との連携体制を確保する。

4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

市は、県と連携して運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

(1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

市は、県が保有する市の区域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有する。

○ 輸送力に関する情報

- ① 保有車輛等(鉄道、定期・路線バス等)の数、定員
- ② 本社及び支社の所在地、連絡先、連絡方法など

○ 輸送施設に関する情報

- ① 道路(路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先など)
- ② 鉄道(路線名、終始点駅名、路線図、管理者の連絡先など)

(2) 運送経路の把握等

市は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、県が保有する市の区域に係る運送経路の情報を共有する。

5 避難施設の指定への協力【国民保護法第148条】

市は、県が行う避難施設の指定に際しては、必要な情報を提供するなど県に協力する。

市は、県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、県と共有するとともに、県と連携して住民に周知する。

6 生活関連等施設の把握等

(1) 生活関連等施設の把握等

市は、その区域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡態勢を整備する。

また、市は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」（平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官通知）に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施の在り方について定める。

【生活関連等施設の種類及び所管省庁】

国民保護 法施行令	各号	施 設 の 種 類	所管省庁名
第 27 条	1 号	発電所、変電所	経済産業省
	2 号	ガス工作物	経済産業省
	3 号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省
	4 号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省
	5 号	電気通信事業用交換設備	総務省
	6 号	放送用無線設備	総務省
	7 号	水域施設、係留施設	国土交通省
	8 号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省
	9 号	ダム	国土交通省
第 28 条	1 号	危険物	総務省消防庁
	2 号	毒劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省
	3 号	火薬類	経済産業省
	4 号	高圧ガス	経済産業省
	5 号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	文部科学省 経済産業省
	6 号	核原料物質	文部科学省 経済産業省
	7 号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	文部科学省
	8 号	毒劇薬（薬事法）	厚生労働省 農林水産省
	9 号	電気工作物内の高圧ガス	経済産業省
	10 号	生物剤、毒素	各省庁（主務大臣）
	11 号	毒性物質	経済産業省

(2) 市が管理する公共施設等における警戒

市は、その管理に係る公共施設等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、県の措置に準じて警戒等の措置を実施する。この場合において、警察署等との連携を図る。

第3章 物資及び資材の備蓄、整備

市が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について、以下のとおり定める。

1 市における備蓄

(1) 防災のための備蓄との関係【国民保護法第146条】

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、可能であるものについては、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について備蓄し、又は調達体制を整備する。

(2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材【基本指針第4章第7節2】

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、市としては、国及び県の整備の状況等も踏まえ、県と連携しつつ対応する。

【国民保護措置のために特に必要な物資及び資材の例】

安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン、化学防護服、放射線測定装置、放射性物質等による汚染の拡大を防止するための除染器具等

(3) 県との連携【基本指針第4章第7節2】

市は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、県と密接に連携して対応する。

また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の市町村等や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。

2 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等

(1) 施設及び設備の整備及び点検

市は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、整備し、又は点検する。

(2) ライフライン施設の機能の確保

市は、その管理する上下水道施設等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

(3) 復旧のための各種資料等の整備等

市は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、及びバックアップ体制を整備するよう努める。

第4章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発の在り方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に関する啓発

(1) 啓発の方法【国民保護法第43条】

市は、国及び県と連携しつつ、住民に対し、広報誌、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。また、高齢者、障がい者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。その際、防災の取組を含め、功労のあった者の表彰などにより、国民保護に関する住民への浸透を図る。

(2) 防災に関する啓発との連携

市は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織の特性も活かしながら住民への啓発を行う。

(3) 学校における教育

市教育委員会は、県教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、市立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発

市は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市長等に対する通報義務、不審物等を発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

また、市は、弾道ミサイル攻撃の場合や地域においてテロが発生した場合などに住民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料（内閣官房作成の「武力攻撃やテロなどから身を守るために」など）を防災に関する行動マニュアルなどと併せて活用しながら、住民に対し周知するよう努める。

また、市は、日本赤十字社、県、消防機関などとともに、傷病者の応急手当について普及に努める。

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生したりする場合は、当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられる。そのため、市は、武力攻撃事態等や緊急対処事態の認定が行われる前の段階においても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となる。

また、他の市町村において攻撃が発生している場合や何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即応体制を強化しておくことが必要となる。

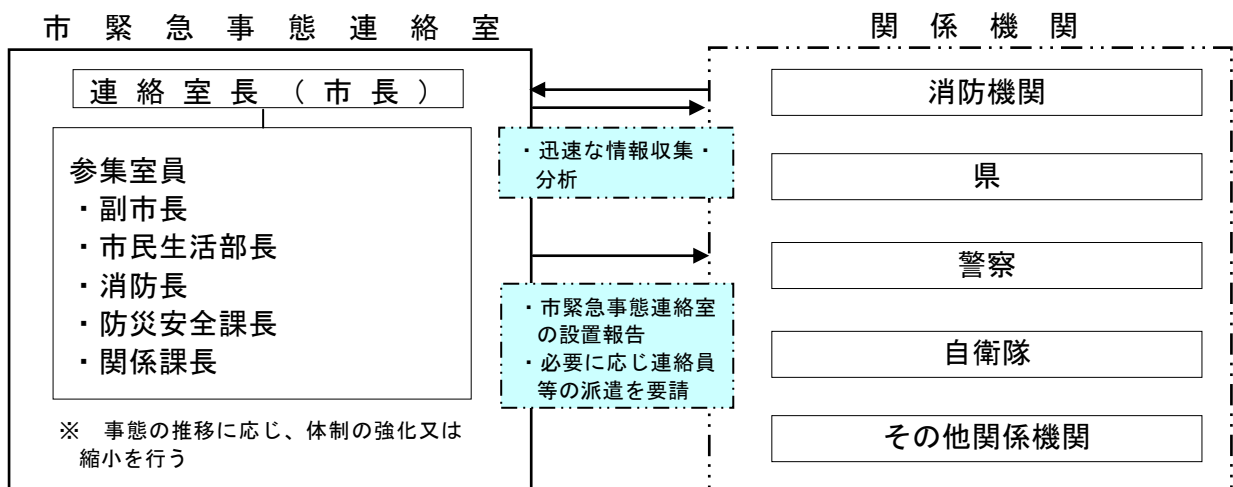
このため、かかる事態において初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に収集・整理して、その被害の態様に応じた応急活動を行えるよう、市の初動体制について、以下のとおり定める。

1 事態認定前における市緊急事態連絡室等の設置及び初動措置

(1) 市緊急事態連絡室等の設置

- ① 市長は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合は、速やかに県及び警察署に連絡を行うとともに、市としての的確かつ迅速に対処するため、市緊急事態連絡室を設置する。市緊急事態連絡室は、市対策本部員のうち、市民生活部長など、事案発生時の対処に不可欠な少人数の要員により構成する。

【市緊急事態連絡室の構成等】



※ 住民からの通報、県からの連絡その他の情報により、市職員が当該事案の発生を把握した場合は、直ちにその旨を市長及び幹部職員等に報告するものとする。

消防本部においても、通報を受けた場合の情報伝達の体制を確立するものとする。

- ② 市緊急事態連絡室は、消防機関及び消防機関以外の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、県、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに、市緊急事態連絡室を設置した旨について、県に連絡を行う。

この場合、市緊急事態連絡室は、迅速な情報の収集及び提供のため、現場における消防機関との通信を確保する。

(2) 初動措置の確保

市は、市緊急事態連絡室において、各種の連絡調整に当たるとともに、現場の消防機関による消防法に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救助・救急の活動状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。また、市長は、国、県等から入手した情報を消防機関等へ提供するとともに、必要な指示を行う。

市は、警察官職務執行法等に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。

また、政府による事態認定がなされ、市に対し、市対策本部の設置の指定がない場合においては、市長は、必要に応じ国民保護法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、市対策本部設置の要請などの措置等を行う。

(3) 関係機関への支援の要請

市長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要がある場合は、県や他の市町村等に対し支援を要請する。

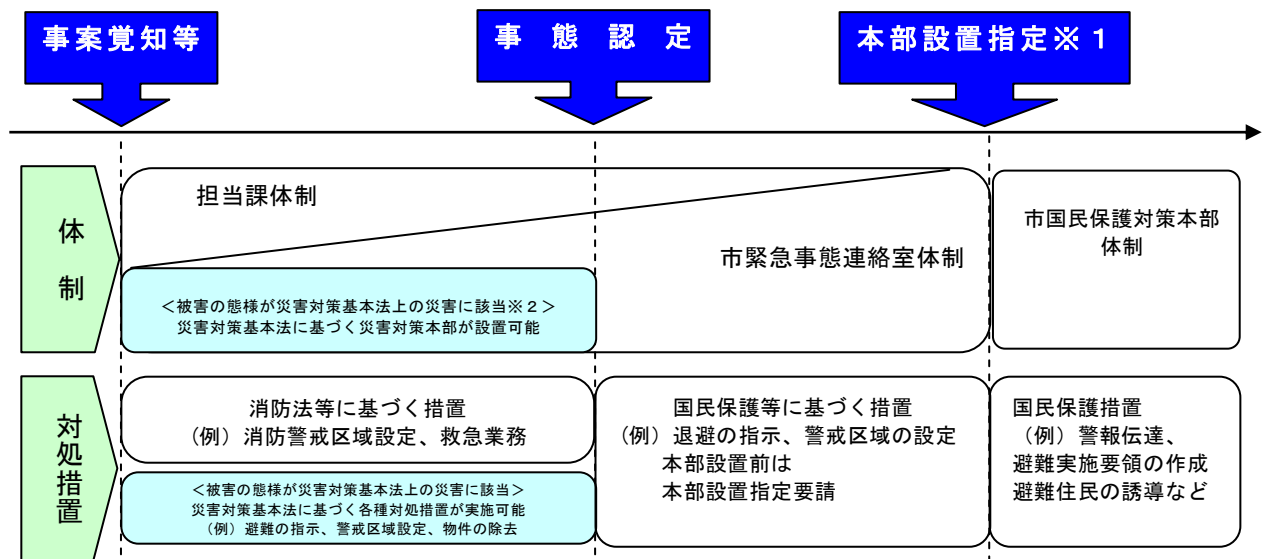
(4) 市対策本部への移行に要する調整

市緊急事態連絡室を設置した後に政府において事態認定が行われ、市に対し、市対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合は、直ちに市対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、市緊急事態連絡室は廃止する。

【災害対策基本法との関係について】

災害対策基本法は、武力攻撃事態等及び緊急対処事態に対処することを想定した法律ではない。多数の人を殺傷する行為等の事案に伴い発生した災害に対処するため、先に災害対策基本法に基づく災害対策本部が設置され、その後、政府において事態認定が行われ、市対策本部を設置する必要性が生じた場合には、災害対策本部を廃止するものとする。また、市対策本部長は、市対策本部に移行した旨を市関係部局に対し周知徹底する。

市対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置を講じている場合には、既に講じた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行うものとする。



- ※1 事態認定と本部設置指定は、同時の場合も多いと思われるが、事態に応じて追加で本部設置指定する場合は、事態認定と本部設置指定のタイミングがずれることになる。
- ※2 災害対策基本法上の災害とは、自然災害のほか、大規模な火災・爆発、放射性物質の大量放出、船舶等の事故等とされている。

2 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応

市は、国から県を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合や武力攻撃事態等の認定が行われたが市に関して対策本部を設置すべき指定がなかった場合等において、市長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断したときには、担当課体制を立ち上げる。または、市緊急事態連絡室を設置して、即応体制の強化を図る。

この場合、市長は、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、市の区域において事案が発生した場合に迅速に対応できるよう必要に応じ全庁的な体制を構築する。

第2章 市対策本部の設置等

市対策本部を迅速に設置するため、市対策本部を設置する場合の手順や市対策本部の組織、機能等について、以下のとおり定める。

1 市対策本部の設置

(1) 市対策本部の設置の手順【国民保護法第25条、第27条】

市対策本部を設置する場合については、次の手順により行う。

① 市対策本部を設置すべき市の指定の通知

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を通じて市対策本部を設置すべき市の指定の通知を受ける。

② 市長による市対策本部の設置

指定の通知を受けた市長は、直ちに市対策本部を設置する。なお、事前に市緊急事態連絡室を設置していた場合は、市対策本部に切り替えるものとする。

③ 市対策本部員及び市対策本部職員の参集

市対策本部担当者は、市対策本部員、市対策本部職員等に対し、携帯電話等の連絡手段を活用し、市対策本部に参集するよう連絡する。

④ 市対策本部の開設

市対策本部担当者は、市役所本庁舎に市対策本部を開設するとともに、市対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する（特に、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより、通信手段の状態を確認）。

市長は、市対策本部を設置したときは、市議会に市対策本部を設置した旨を連絡する。

⑤ 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。

⑥ 本部の代替機能の確保

市は、市対策本部を市庁舎内に設置できない場合には、中央公民館、樺のホールの順に設置する。なお、事態の状況に応じ、市長の判断により順位を変更することを妨げるものではない。

また、市区域外への避難が必要で、市の区域内に市対策本部を設置することができない場合には、知事と市対策本部の設置場所について協議を行う。

(2) 市対策本部を設置すべき市の指定の要請等【国民保護法第26条】

市長は、市が市対策本部を設置すべき市の指定が行われていない場合で、市における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認めるときは、知事を経由して内閣総理大臣に対し、市対策本部を設置すべき市の指定を行うよう要

請する。

(3) 市対策本部の組織構成及び機能【国民保護法第28条】

市対策本部の組織構成及び各組織の機能は次のとおりとする。

【市対策本部の組織】



【市対策本部の事務分掌】

■本部事務局

班名	統括責任者	責任者	事務分掌
総括班	市民生活部長	防災安全長	・国民の保護に関する総合調整に関すること。 ・市対策本部の設置、運営及び閉鎖に関すること。 ・本部会議に関すること。 ・本部長の命令及び指示の伝達等に関すること。 ・本部長の重要な意思決定に係る補佐に関すること。 ・県、市町村、国、自衛隊、関係機関等への応援要請及び連絡調整に関すること。 ・現地災害対策本部及び現地調整所との連絡調整に関すること。 ・国、県等への災害報告に関すること。 ・災害情報の収集伝達に関すること。 ・避難準備情報・避難勧告・避難指示の発令に関すること。 ・防災行政無線の運用に関すること。 ・支部連絡所からの情報の収集・伝達に関すること。 ・帰宅困難者の把握及び支援に関すること。
		市民生活課長	・本部会議に関すること。 ・現地災害対策本部及び現地調整所との連絡調整に関すること。 ・災害情報の収集伝達に関すること。 ・支部連絡所からの情報の収集・伝達に関すること。 ・帰宅困難者の把握及び支援に関すること。

■特命班（各部からの応援要員で構成）

班名	統括責任者	責任者	事務分掌
情報班	市民生活部長	指名による	・災害情報の収集、整理及び各部への提供に関すること。 ・市対策本部の活動状況、実施した国民保護措置等の記録に関すること。
電話対応班		指名による	・住民等からの電話問合せ、連絡受けに関すること（コールセンター）。 ・電話等の設置及び運営に関すること。
渉外調整班		指名による	・防災関係機関、自治体等外部との連絡調整に関すること。 ・各班との調整に関すること。
本部連絡員班		指名による	・本部事務局と各班との連絡調整に関すること。
給水協力班		指名による	・給水班の応援に関すること。

■各班共通事務

班名	統括責任者	責任者	事務分掌
各部共通事務	各部長	各所属長等	・所管施設利用者等の安全避難及び保護者等への引き渡しに関すること。 ・所管施設、各種団体等の被害調査及び復旧に関すること。 ・所管施設、各種団体等との連絡調整に関すること。 ・所管する施設の災害拠点としての活用に関すること。 ・本部事務局への要員の派遣及び支援に関すること。 ・本部長の特命事項に関すること。

■各対策班

※ ◎は複数の課で担当する場合の主な担当（・は副担当）

○は複数の課で担当しないもの

班名	統括責任者	責任者	事務分掌
広報班	企画財政部長	企画調整課長	◎本部事務局の応援及び本部会議の記録に関する こと。 ・災害広報（ホームページ、防災行政無線等）に 関すること。 ・報道機関との連絡調整及び記者発表に関する こと。 ○鉄道及びバス等の公共交通機関との連絡調整に 関すること。 ○外国人等の救援等に関する こと。 ○義援金・寄附金の受入れに関する こと。 ○災害視察及び見舞い者の接遇に関する こと。
		秘書広報課長	・本部事務局の応援及び本部会議の記録に関する こと。 ◎災害広報（ホームページ、防災行政無線等）に 関すること。 ◎報道機関との連絡調整及び記者発表に関する こと。 ○本部長及び副本部長の秘書に関する こと。
被害調査班	企画財政部長	財政課長	◎被害調査総括に関する こと。 ◎被害発生状況の記録に関する こと。 ○国民保護関係予算処置に関する こと。
		課税課長	・被害調査総括に関する こと。 ・被害発生状況の記録に関する こと。 ・被災者に関する市民税等の減免措置に関する こと。
		収税課長	・被害調査総括に関する こと。 ・被害発生状況の記録に関する こと。 ・被災者に関する市民税等の減免措置に関する こと。
対策要員部班	総務部長	総務課長	◎職員の安否確認に関する こと。 ◎職員の健康管理に関する こと。 ◎対策要員への飲料水、食料等の供給に関する こと。 ・外部応援要員の受入れ及び対応に関する こと。
		人事課長	・職員の動員に関する こと。 ・職員の安否確認に関する こと。 ・対策要員への飲料水、食料等の供給に関する こと。 ・外部応援要員の受入れ及び対応に関する こと。 ○災害対策が長期化した場合の職員のローテー ションに関する こと。
		行政管理課長	・職員の安否確認に関する こと。 ・職員の健康管理に関する こと。 ・対策要員への飲料水、食料等の供給に関する こと。 ◎外部応援要員の受入れ及び対応に関する こと。 ○庁内基幹システムの機能確保に関する こと。

班名	統括責任者	責任者	事務分掌
庁舎管理班	総務部長	管財課長	○災害時の配車計画、車両借上げ及び燃料確保に関する こと。 ○緊急通行車両の申請に関すること。
		営繕課長	○庁舎及び施設の機能確保に関すること。 ○対策本部設置の設備・機材の確保に関すること。 ○ヘリコプター等の緊急輸送に関すること。
生活支援班	市民生活部長	市民課長	◎総合相談窓口の開設及び運営に関すること。 ・住民の安否及び所在の把握に関すること。 ◎遺体の埋火葬に関すること。
		関宿支所長	◎総合相談窓口の開設及び運営に関すること（関宿支 所）。 ・遺体の埋火葬に関すること。
		国保年金課長	・総合相談窓口の開設及び運営に関すること。 ◎住民の安否及び所在の把握に関すること。 ○被災者に関する国民健康保険税の減免措置等に関 すること。
物資班	自然経済推進 部長	商工観光課長	◎生活必需品の調達及び供給に関すること。 ・救援物資の受入れ及び供給に関すること。 ・食料及び飲料水の調達及び供給に関すること。
		農政課長	・生活必需品の調達及び供給に関すること。 ・救援物資の受入れ及び供給に関すること。 ◎食料及び飲料水の調達及び供給に関すること。
		みどりと水のま ちづくり課長	・生活必需品の調達及び供給に関すること。 ◎救援物資の受入れ及び供給に関すること。 ・食料及び飲料水の調達及び供給に関すること。
環境衛生班	環境部長	清掃計画課長	・災害廃棄物収集及び処理に関すること。 ・し尿の収集に関すること。 ・仮設トイレ設置及び管理に関すること。
		清掃第一課長	◎災害廃棄物収集及び処理に関すること。 ・し尿の収集に関すること。 ・仮設トイレ設置及び管理に関すること。
		清掃第二課長	◎し尿の収集に関すること。 ・仮設トイレ設置及び管理に関すること。
		環境保全課長	◎仮設トイレ設置及び管理に関すること。 ○放射性物質等のモニタリングに関すること。 ○ペットの保護に関すること。 ○大気汚染・水質汚濁等の調査及び防止対策に関す ること
土木班	土木部長	管理課長	○河川・排水路等の復旧に関すること。 ◎道路及び橋梁の復旧に関すること。 ◎道路の障害物の除去に関すること。 ◎土木関係業者との連絡調整に関すること。
		道路建設課長	・道路及び橋梁の復旧に関すること。 ・道路の障害物の除去に関すること。 ・土木関係業者との連絡調整に関すること。 ◎交通規制に関すること。

班名	統括責任者	責任者	事務分掌
土木班	土木部長	用地課長	・道路及び橋梁の復旧に関すること。 ・道路の障害物の除去に関すること。 ・土木関係業者との連絡調整に関すること。 ・交通規制に関すること。
		下水道課長	○下水道の復旧に関すること。
住宅班	都市部長 総務部長	都市計画課長	◎住宅の応急修理に関すること。 ◎住宅関係の障害物の除去に関すること。 ・仮設住宅の設置及び管理に関すること。
		営繕課長	・住宅の応急修理に関すること。 ・住宅関係の障害物の除去に関すること。 ◎仮設住宅の設置及び管理に関すること。 ◎仮設住宅の入居者選定に関すること。
都市班	都市部長	都市整備課長	○区画整理組合との連絡調整及び被害状況の調査に関すること ・土木班・住宅班の応援に関すること。
		梅郷駅西土地区画整理事務所長	・土木班・住宅班の応援に関すること。
		愛宕駅周辺地区市街地整備事務所長	・土木班・住宅班の応援に関すること。
		次木親野井土地区画整理事務所長	・土木班・住宅班の応援に関すること。
医療救護班	保健福祉部長	保健センター長	○応急医療救護及び助産に関すること。 ○医療資機材及び医薬品の確保に関すること。 ○医療関係機関との連絡調整に関すること。 ○日赤等医療機関との連絡調整に関すること。 ○被災者の健康管理に関すること。 ○防疫に関すること。
要配慮者班	保健福祉部長 児童家庭部長	生活支援課長	・福祉避難所の開設・運営に関すること。 ・避難行動要支援者支援に関すること。 ○福祉関係団体、社会福祉協議会との連絡調整に関すること。 ○日本赤十字社との連絡調整に関すること。 ○災害義援金及び見舞金の交付に関すること。 ○災害ボランティアセンターに関すること。
		障がい者支援課長	◎福祉避難所の開設・運営に関すること。 ・避難行動要支援者支援に関すること。
		高齢者支援課長	◎避難行動要支援者支援に関すること。 ・福祉避難所の開設・運営に関すること。
		介護保険課長	・避難行動要支援者支援に関すること。 ・福祉避難所の開設・運営に関すること。
		こぶし園長	・避難行動要支援者支援に関すること。 ・福祉避難所の開設・運営に関すること。
		児童家庭課長	・避難行動要支援者支援に関すること。 ・福祉避難所の開設・運営に関すること。

班名	統括責任者	責任者	事務分掌
要配慮者班	保健福祉部長 児童家庭部長	保育課長	・避難行動要支援者支援に関すること。 ・福祉避難所の開設・運営に関すること。 ○応急保育に関すること。
		人権・男女共同 参画推進課長	・避難行動要支援者支援に関すること。 ・福祉避難所の開設・運営に関すること。 ○相談支援に関すること。
避難所班	生涯学習部長	教育総務課長	◎避難所の開設及び運営支援の総括に関すること。 ◎避難者全体の把握に関すること。
社教班	生涯学習部長	社会教育課長	・避難所班の応援に関すること。
		社会体育課長	・避難所班の応援に関すること。
		青少年課長	・避難所班の応援に関すること。
		文化 センター長	・避難所班の応援に関すること。
		興風図書館長	・避難所班の応援に関すること。
学校班	学校教育部長	学校教育課長	○応急教育に関すること。 ◎児童及び生徒の安否確認に関すること。 ○炊出し協力業者との調整に関すること。
		指導課長	・児童及び生徒の安否確認に関すること。
市民情報班	議会事務局長	議会事務局長	◎行方不明者等の受付け、死者、負傷者等被災住民の把握に関すること。 ・避難所以外の避難者の把握に関すること。 ・市外に避難した被災者の所在把握及び支援に関すること。
		選挙管理委員会事務局長	・行方不明者等の受付け、死者、負傷者等被災住民の把握に関すること。 ・避難所以外の避難者の把握に関すること。 ・市外に避難した被災者の所在把握及び支援に関すること。
		監査委員 事務局長	・行方不明者等の受付け、死者、負傷者等被災住民の把握に関すること。 ◎避難所以外の避難者の把握に関すること。 ・市外に避難した被災者の所在把握及び支援に関すること。
		農業委員会 事務局長	・行方不明者等の受付け、死者、負傷者等被災住民の把握に関すること。 ・避難所以外の避難者の把握に関すること。 ・市外に避難した被災者の所在把握及び支援に関すること。

班名	統括責任者	責任者	事務分掌
市民情報班	議会事務局長	会計管理者	・行方不明者等の受付け、死者、負傷者等被災住民の把握に関する事。 ・避難所以外の避難者の把握に関する事。 ◎市外に避難した被災者の所在把握及び支援に関する事。 ・国民保護関係経費の出納に関する事。
消火・救助班	消防長	総務課長 予防課長 警防課長 消防署長	○救助に関する事。 ○消火に関する事。 ○救急に関する事。 ○緊急援助消防隊の受入れに関する事。 ○生活関連施設・危険物質等の取扱所の安全対策の支援に関する事。 ○消防団活動に関する事。 ○自主防災組織等との協力連携に関する事。
給水班	水道事業管理者	業務課長	◎応急給水に関する事。 ・水道施設の復旧に関する事。
		工務課長	・応急給水に関する事。 ◎水道施設の復旧に関する事。

■支部連絡所及び避難所対応（各統括責任者の指示により対応部員を指定する）

班名	統括責任者	責任者	事務分掌
関宿北部地区	議会事務局長	議会事務局長	・支部連絡所及び避難所（関宿北部地区）の開設及び運営支援に関する事。
		選挙管理委員会事務局長	・支部連絡所及び避難所（関宿北部地区）の開設及び運営支援に関する事。
		監査委員事務局長	・支部連絡所及び避難所（関宿北部地区）の開設及び運営支援に関する事。
		農業委員会事務局長	・支部連絡所及び避難所（関宿北部地区）の開設及び運営支援に関する事。
		会計管理者	・支部連絡所及び避難所（関宿北部地区）の開設及び運営支援に関する事。
関宿中部地区	企画財政部長	企画財政部次長	・支部連絡所及び避難所（関宿中部地区）の開設及び運営支援に関する事。
関宿南部地区	土木部長	土木部次長	・支部連絡所及び避難所（関宿南部地区）の開設及び運営支援に関する事。
川間地区	自然経済推進部長	自然経済推進次長	・支部連絡所及び避難所（川間地区）の開設及び運営支援に関する事。
北部地区	児童家庭部長	児童家庭部次長	・支部連絡所及び避難所（北部地区）の開設及び運営支援に関する事。
中央地区	生涯学習部長	生涯学習部次長	・支部連絡所及び避難所（中央地区）の開設及び運営支援に関する事。
東部地区	学校教育部長	学校教育部次長	・支部連絡所及び避難所（東部地区）の開設及び運営支援に関する事。
南部地区	都市部長	都市部次長	・支部連絡所及び避難所（南部地区）の開設及び運営支援に関する事。

福田地区	総務部長	総務部次長	・支部連絡所及び避難所（福田地区）の開設及び運営支援に関すること。
------	------	-------	-----------------------------------

※次長不在の場合は主管課長

(4) 市対策本部における広報等【国民保護法第8条】

市は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、住民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、市対策本部における広報広聴体制を整備する。

① 広報手段

防災行政無線、広報車による巡回、災害広報紙の発行、メール、ツイッター、ホームページのほか様々な広報手段を活用して、住民等に迅速に提供できる体制を整備する。

② 留意事項

ア 広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時機を逸することのないよう迅速に対応すること。

イ 市対策本部において重要な方針を決定した場合など広報する情報の重要性等に応じて、市長自ら記者会見を行うこと。

ウ 県と連携した広報体制を構築すること。

(5) 市現地対策本部の設置【国民保護法第28条第8項】

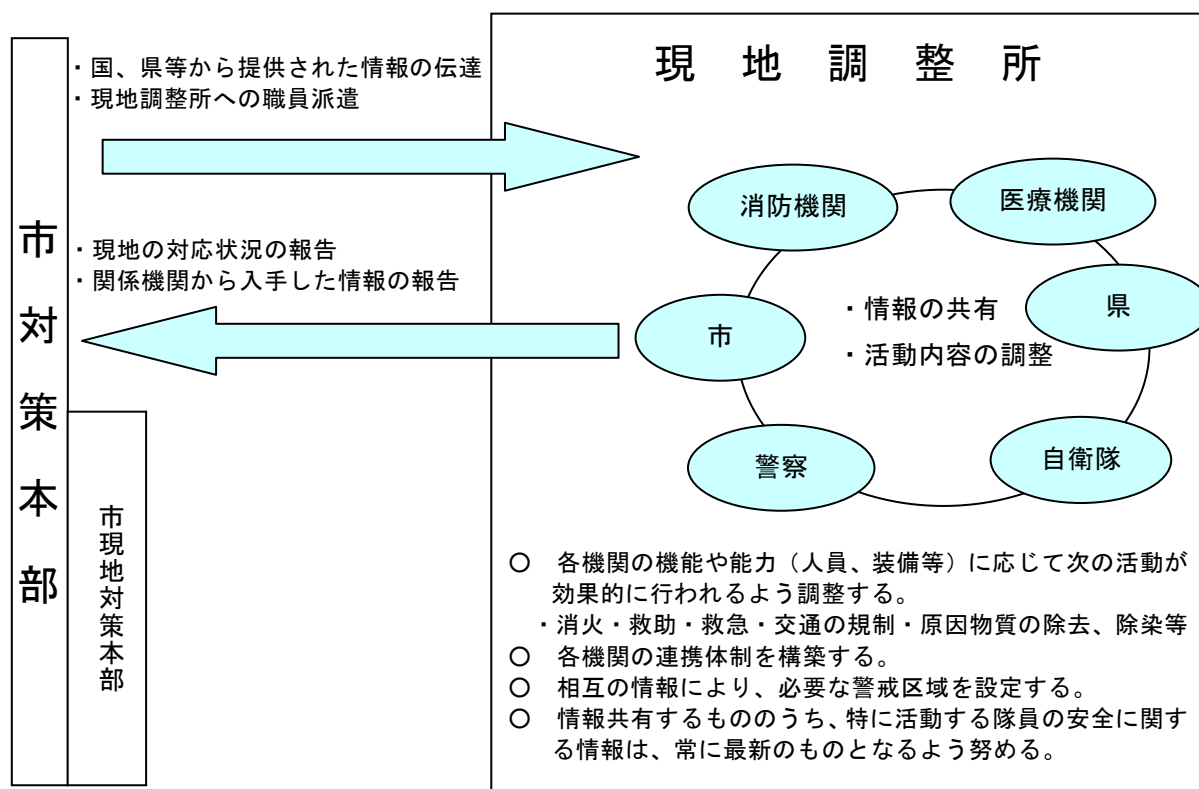
市長は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、県等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、市対策本部の事務の一部を行うため、市現地対策本部を設置する。

市現地対策本部長や市現地対策本部員は、市対策副本部長、市対策本部員その他の職員のうちから市対策本部長が指名する。

(6) 現地調整所の設置

市長は、武力攻撃による災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置に当たる要員の安全を確保するため、現場における関係機関（県、消防機関、警察、自衛隊、医療機関等）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し、（又は関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣し、）関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

【現地調整所の組織編成例】



【現地調整所の性格について】

- ① 現地調整所は、現場に到着した関係機関が原則として各々の付与された権限の範囲内において情報共有や活動調整を行い、現場における連携した対応を可能とするために設置するものである（例えば、典型的な場面として、避難実施要領に基づく避難誘導の実施に関して、関係機関による連携した活動が行われるように現地調整所で調整を行うことが考えられる）。
- ② 現地調整所は、事態発生の現場において現場の活動の便宜のために機動的に設置することから、あらかじめ決められた一定の施設や場所に置かれるのではなく、むしろ、現場の活動上の便宜から最も適した場所に、テント等を用いて設置することが一般である。
- ③ 現地調整所においては、現場レベルにおける各機関の代表者が、定時又は随時に会合を開くことで、連携の強化を図ることが必要である。
 現地調整所の設置により、市は、消防機関による消火活動及び救助・救急活動の実施及び退避の指示、警戒区域の設定等の権限行使を行う際に、その判断に資する情報収集を行うことにより、現場での関係機関全体の活動を踏まえた国民保護措置の実施や権限を行使することが可能となる。また、現地調整所における最新の情報について、各現場で活動する職員で共有させ、その活動上の安全の確保に生かすことが可能となる。
- ④ 現地調整所については、必要と判断した場合には、市における国民保護措置を総合的に推進する役割を担う市が積極的に設置することが必要であるが、他の対処に当たる機関が既に設置している場合には、市の職員を積極的に参画させるこ

とが必要である（このため、現場に先着した関係機関が先に設置することもあり得るが、その場合においても、市は、関係機関による連携が円滑に行われるよう、主体的に調整に当たることが必要である。）。

（注） 現地調整所で調整する関係機関のメンバーをあらかじめ定めることは、困難であるが、市は、国民保護協議会や訓練を通じて、その運用の手順等について、意見交換を行うことが重要である。

(7) 市対策本部長の権限【国民保護法第 29 条】

市対策本部長は、その区域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

① 市の区域内の国民保護措置に関する総合調整

市対策本部長は、市の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、市が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

② 県対策本部長に対する総合調整の要請

市対策本部長は、県対策本部長に対して、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。また、市対策本部長は、県対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。

この場合において、市対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明らかにする。

③ 情報の提供の求め

市対策本部長は、県対策本部長に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

④ 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

市対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。

⑤ 市教育委員会に対する措置の実施の求め

市対策本部長は、市教育委員会に対し、市の区域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。

この場合において、市対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

(8) 市対策本部の廃止【国民保護法第 30 条】

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び県知事を経由して市対策

本部を設置すべき市の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、市対策本部を廃止する。

2 通信の確保

(1) 情報通信手段の確保

市は、災害時優先電話、防災行政無線、防災用MCA無線、千葉県防災行政無線（地域衛星通信ネットワーク）、アマチュア無線等により、市対策本部と市現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

(2) 情報通信手段の機能確認

市は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

市は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

第3章 関係機関相互の連携

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と市との連携を円滑に進めるために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国・県の対策本部との連携

(1) 国・県の対策本部との連携

市は、県の対策本部及び、県を通じ国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

(2) 国・県の現地対策本部との連携

市は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。

2 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等

(1) 知事等への措置要請【国民保護法第16条第4項】

市は、市の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事その他県の執行機関（以下「知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

(2) 知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請【国民保護法第16条第5項】

市は、市の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

(3) 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請【国民保護法第21条第3項】

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにする。

3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

(1) 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め【国民保護法第20条】

市長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める（国民保護等派遣）。また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請ができない場合は、努めて市域を担当区域とする地方協力本部長又は市の協議会委員を通じて、陸上自衛隊にあつては市域を担当区域とする方面総監、海上自衛隊にあつては市域を警備区域とする地方総監、航空自衛隊にあつては市域を担当区域とする航空方面隊司令官等を介し、防衛大臣に連絡する。

(2) 出動した部隊との意思疎通

市長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法第78条）及び知事の要請に基づく出動（自衛隊法第81条））により出動した部隊とも、市対策本部及び現地調整所において緊密な意思疎通を図る。

4 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託

(1) 他の市町村長等への応援の要求【国民保護法第17条】

- ① 市長等は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにした上で、他の市町村長等に対して応援を求める。
- ② 応援を求める市町村との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。

(2) 県への応援の要求【国民保護法第18条】

市長等は、必要があると認めるときは、知事等に対し応援を求める。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

(3) 事務の一部の委託【国民保護法第19条、施行令第4条】

- ① 市が、国民保護措置の実施のため、事務の全部又は一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、次の事項を明らかにして委託を行う。
 - ア 委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
 - イ 委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項
- ② 他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、市は、上記事項を公示するとともに、県に届け出る。

また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合は、市長はその内容を速やかに議会に報告する。

5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

(1) 職員の派遣要請【国民保護法第 151 条、施行令第 37 条】

市は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。

(2) 職員の派遣のあっせん【国民保護法第 152 条、施行令第 37 条】

市は、(1)の要請を行うときは、県を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、県を経由して総務大臣に対し、(1)の職員の派遣について、あっせんを求める。

6 市の行う応援等

(1) 他の市町村に対して行う応援等【国民保護法第 19 条、施行令第 4 条】

- ① 市は、他の市町村から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。
- ② 他の市町村から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、市長は、所定の事項を議会に報告するとともに、市は公示を行い、県に届け出る。

(2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等【国民保護法第 21 条第 2 項】

市は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

7 ボランティア団体等に対する支援等【国民保護法第 4 条第 3 項】

(1) 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織による警報の内容の伝達、自主防災組織や自治会長等の地域のリーダーとなる住民による避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、自主防災組織に対する必要な支援を行う。

(2) ボランティア活動への支援等

市は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、その可否を判断する。

また、市は、安全の確保が十分であると判断した場合には、県と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、避難所等に臨時に設置されるボランティアセンター等における登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

(3) 民間からの救援物資の受入れ

市は、県や関係機関等と連携し、国民、企業等からの救援物資について、受入れを希望するものを把握し、また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備等を図る。

8 住民への協力要請【国民保護法第4条第1・2項】

市は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要がある場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

- 避難住民の誘導（法第70条第1項）
- 避難住民等の救援（法第80条第1項）
- 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置（法第115条第1項）
- 保健衛生の確保（法第123条第1項）

第4章 警報及び避難の指示等

第1 警報の伝達等

市は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 警報の内容の伝達等

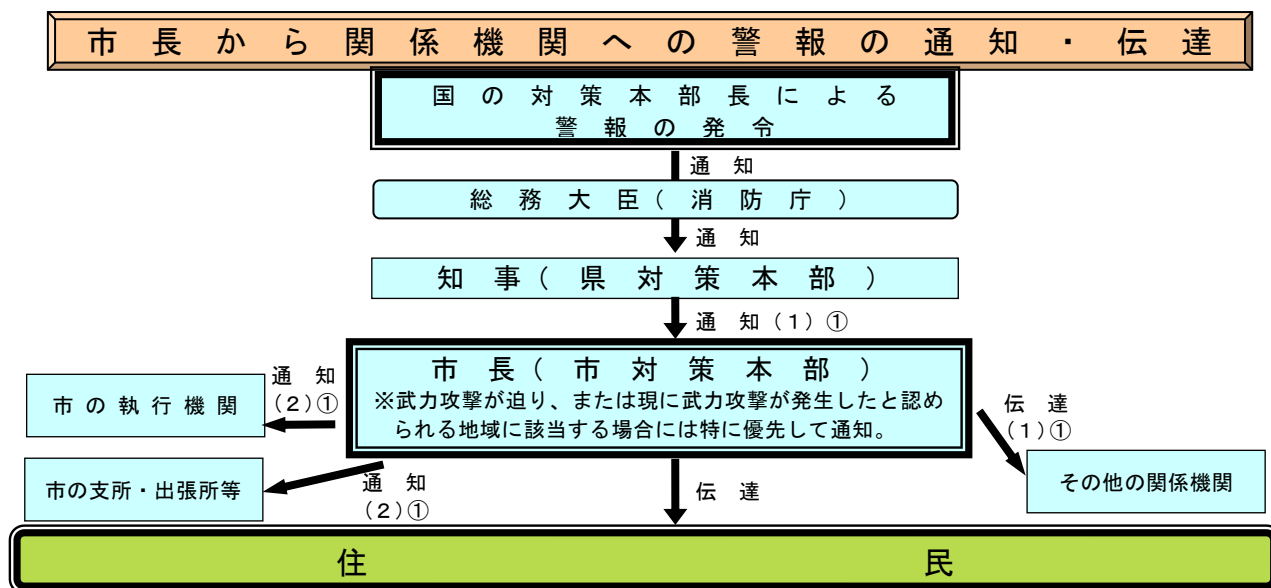
(1) 警報の内容の伝達【国民保護法第47条第1項】

市は、県から警報の内容の通知を受けた場合には、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民及び関係のある国公私の団体（消防団、自治会等、社会福祉協議会、農業協同組合、商工会議所、商工会、青年会議所、病院、学校など）に警報の内容を伝達する。

(2) 警報の内容の通知

- ① 市は、市の他の執行機関その他の関係機関（教育委員会、保育園など）に対し、警報の内容を通知する。
- ② 市は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、市のホームページ（<http://www.city.noda.chiba.jp>）に警報の内容を掲載する。

警報の通知・伝達の仕組みは次のとおりである。



※ 市長は、ホームページに警報の内容を掲載。

※ 警報の伝達に当たっては、防災行政無線のほか拡声器を活用することなどにより行う。

2 警報の内容の伝達方法

(1) 防災行政無線等の活用【国民保護法第 47 条第 2 項】

警報の内容の伝達方法については、当面の間は、現在市が保有する伝達手段に基づき、原則として次の要領により行う。

- ① 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合

この場合においては、原則として、同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。

- ② 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれない場合

ア この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図る。

イ なお、市長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。

また、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の方法も活用する。

(2) 全国瞬時警報システム（J－A L E R T）を用いた場合の対応

弾道ミサイル攻撃のように対処に時間的余裕がない事態について、全国瞬時警報システム（J－A L E R T）により、瞬時に国から警報の内容が送信される場合は、消防庁が定めた方法により防災行政無線等を活用して迅速に住民へ警報を伝達する。

(3) 消防機関等及び警察署との連携【国民保護法第 47 条第 3 項】

市長は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。

この場合において、消防本部は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会や避難行動要支援者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行われるように配慮する。

また、市は、警察署の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声器や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、警察署と緊密な連携を図る。

(4) 避難行動要支援者等への配慮

警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障がい者及び外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には防災・福祉部局等との連携の下で避難支援

プランを活用するなど迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。

(5) 警報の解除の伝達【国民保護法第 51 条第 2 項】

警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則として、サイレンは使用しないこととする。その他は警報の発令の場合と同様とする。

3 緊急通報の伝達及び通知【国民保護法第100条第 2 項】

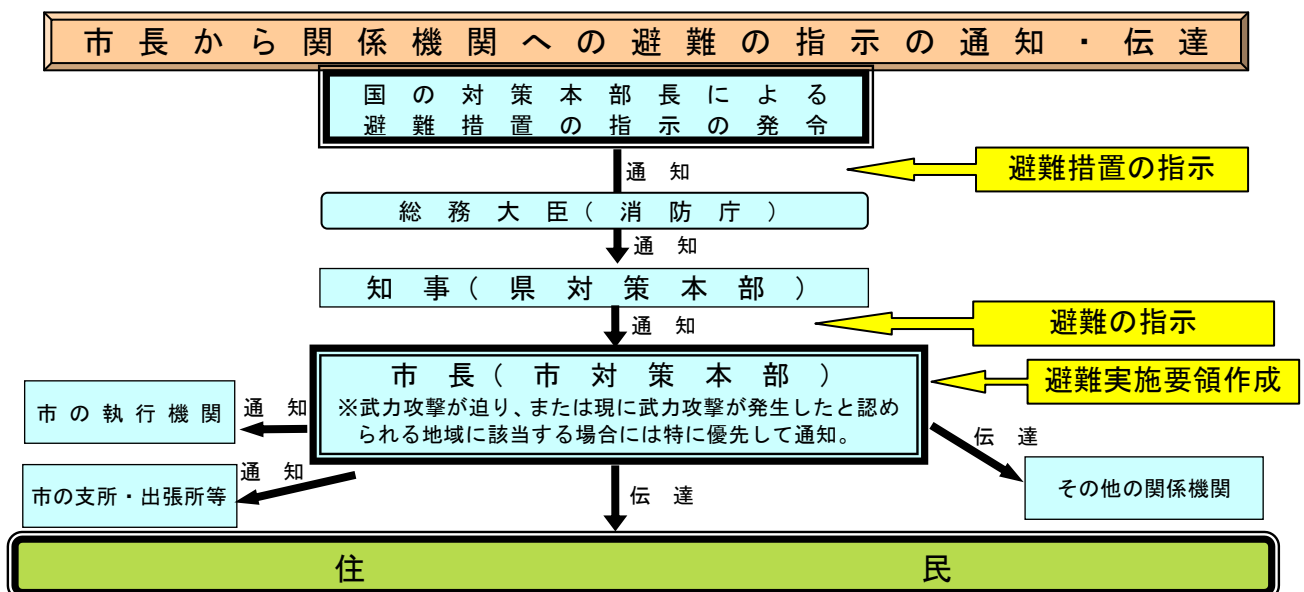
緊急通報の住民や関係機関への伝達・通知方法については、原則として警報の伝達・通知方法と同様とする。

第2 避難住民の誘導等

市は、県の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行うこととなる。市が住民の生命、身体、財産を守るための責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、避難の指示の住民等への通知・伝達及び避難住民の誘導について、以下のとおり定める。

1 避難の指示の通知・伝達【国民保護法第54条第1項】

- ① 市長は、知事が避難の指示を迅速かつ的確に行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に県に提供する。
- ② 市長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を、住民に対して迅速に伝達する。



※ 市長は、避難の指示受領後、速やかに避難実施要領を作成し、上記と同様に通知・伝達を行う。

2 避難実施要領の策定【国民保護法第61条】

(1) 避難実施要領の策定

市長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、あらかじめ策定した避難実施要領のパターンを参考にしつつ、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成するとともに、当該案について、各執行機関、消防機関、県、警察署、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、迅速に避難実施要領を策定する。

その際、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示の通知後速やかに行えるようその迅速な作成に留意する。

避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正する。

避難実施要領に定める事項（法定事項）は次のとおりである。

- ① 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- ② 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- ③ その他避難の実施に関し必要な事項

(2) 避難実施要領の策定の留意点

避難実施要領は、避難誘導に際して、活動に当たる様々な関係機関が共通の認識のもとで避難を円滑に行えるようにするために策定するものであり、県計画に記載される市の計画作成の基準の内容に沿った記載を行うことが基本である。ただし、緊急の場合には、時間的な余裕がないことから、事態の状況等を踏まえて、法定事項を箇条書きにするなど、避難実施要領を簡潔な内容のものとすることもありうる。

(3) 避難実施要領への記載事項

避難実施要領への記載事項は次のとおりとする。

- ① 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位
- ② 避難先
- ③ 一時集合場所及び集合方法
- ④ 集合時間
- ⑤ 集合に当たっての留意事項
- ⑥ 避難の手段及び避難の経路
- ⑦ 市職員、消防職団員の配置等
- ⑧ 高齢者、障がい者その他特に配慮する者への対応
- ⑨ 要避難地域における残留者の確認
- ⑩ 避難誘導中の食料等の支援
- ⑪ 避難住民の携行品、服装
- ⑫ 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等

(4) 避難実施要領の策定における考慮事項

避難実施要領の策定に際しては、次の点を考慮する。

- ① 避難の指示の内容の確認
(地域毎の避難の時期、優先度、避難の形態)
- ② 事態の状況の把握 (警報の内容や被災情報の分析)
(特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案)
- ③ 避難住民の概数把握
- ④ 誘導の手段の把握 (屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難 (運送事業者である指定地方公共機関等による運送))
- ⑤ 輸送手段の確保の調整 (輸送手段が必要な場合)
(県との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定)
- ⑥ 要支援者の避難方法の決定 (避難支援プラン、避難行動要支援者支援班の設置)
- ⑦ 避難経路や交通規制の調整 (具体的な避難経路、警察署との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整)
- ⑧ 職員の配置 (各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定)
- ⑨ 関係機関との調整 (現地調整所の設置、連絡手段の確保)
- ⑩ 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整 (県対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応)

(5) 国の対策本部長による利用指針の調整

自衛隊や米軍の行動と国民保護措置の実施について、道路等における利用のニーズが競合する場合には、市長は、国の対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように、県を通じて、国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。

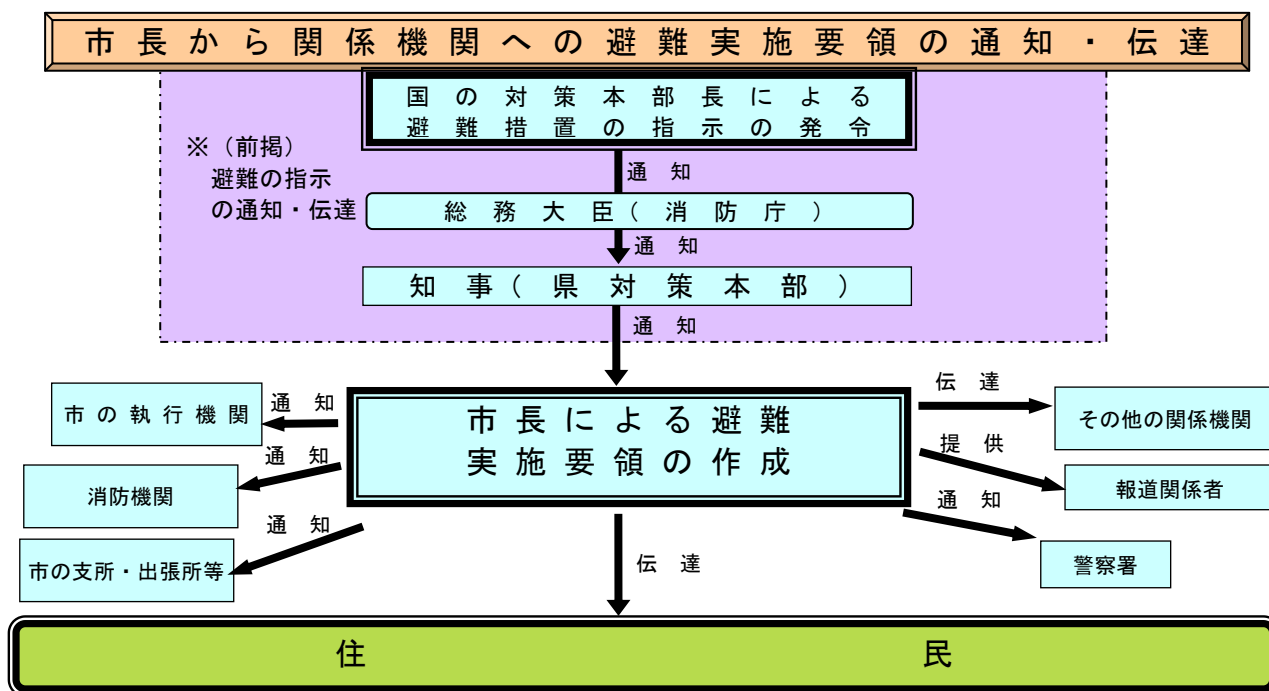
この場合において、市長は、県を通じた国の対策本部長による意見聴取 (武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律第6条第3項等) 及び国の対策本部長からの情報提供の求め (同法第6条第4項等) に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、市の意見や関連する情報をまとめる。

(6) 避難実施要領の内容の伝達等

市長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に関係する情報を的確に伝達するように努める。

また、市長は、直ちに、その内容を市の他の執行機関、市域を管轄する消防長、警察署長及び自衛隊地方協力本部長並びにその他の関係機関に通知する。

さらに、市長は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。



3 避難住民の誘導

(1) 市長による避難住民の誘導【国民保護法第62条第1項】

市長は、避難実施要領で定めるところにより、市の職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、避難住民を誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、自治会等、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。

また、市長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。また、職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底させ、防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行させる。

なお、夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備するなど住民の不安軽減のため必要な措置を講ずる。

(2) 消防機関の活動

消防本部及び消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、自力歩行困難な避難行動要支援者の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘

導を行う。

消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部又は消防署と連携しつつ、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、避難行動要支援者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。

(3) 避難誘導を行う関係機関との連携【国民保護法第63条第1項、第64条第1項】

市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、市の職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長（以下、「警察署長等」という。）に対して、警察官又は自衛官（以下、「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請する。

また、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に警察署長等から協議を受けた際は、市長は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、市長は、事態の規模・状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

(4) 自主防災組織等に対する協力の要請

市長は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織や自治会長等の地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

(5) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供【国民保護法第62条第6項】

市長は、避難住民の誘導に際しては、県と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。

市長は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

(6) 高齢者、障がい者等への配慮

市長は、高齢者、障がい者、外国人等の避難を万全に行うため、自主防災組織（又は自治会）、民生委員児童委員、社会福祉協議会、介護保険制度関係者、障がい者団体及びその他のボランティア関係団体等と協力して、避難行動要支援者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。

(7) 残留者等への対応

避難の指示に従わずに要避難地域に留まる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

(8) 避難所等における安全確保等

市は、警察署が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行うとともに、警察署と協力し、住民等からの相談に対応するなど、住民等の不安の軽減に努める。

(9) 動物の保護等に関する配慮

市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成 17 年 8 月 31 日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、次の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

- ① 危険動物等の逸走対策
- ② 要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

(10) 通行禁止措置の周知

道路管理者たる市は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、警察署と協力して、直ちに、住民等に周知徹底を図るよう努める。

(11) 県に対する要請等

市長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。

その際、特に、県による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。

また、避難住民の誘導に係る資源配分について他の市と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

市長は、知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

(12) 避難住民の運送の求め等【国民保護法第71条】

市長は、避難住民の運送が必要な場合において、県との調整により、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては、県を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあっては、県対策本部長に、その旨を通知する。

(13) 避難住民の復帰のための措置【国民保護法第69条】

市長は、避難の指示が解除された時は、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講じる。

4 避難に当たって配慮する事項

(1) 弾道ミサイル攻撃の場合

- ① 弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民は屋内に避難することが基本である。
(実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階等の地下施設に避難することとなる。)
- ② 次の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個々人が対応できるよう、その取るべき行動を周知することが主な内容となる。

【弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ】

ア 対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令、避難措置を指示

対策本部長	警報の発令、避難措置の指示 (その他、記者会見等による国民への情報提供)
知事	避難の指示
市長	避難実施要領の策定

イ 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、対策本部長がその都度警報を発令

※ 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。

このため、弾道ミサイルの主体（国又は国に準じる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。このため、全ての市町村に着弾の可能性があり得るものとして、対応を考える必要がある。

また、急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとるものとする。

(2) ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

- ① ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、対策本部長の避難措置の指示及び知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難住民の誘導を実施することが基本である。

なお、急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、退避の指示、警戒区域の設定等を行う必要が生じるが、その際にも、事後的に避難措置の指

示が出されることが基本である。

- ② その際、ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃の排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊等及び警察署からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を要避難地域の外に避難させることとなる。その際、武力攻撃がまさに行われており、住民に危害が及ぶおそれがある地域については、攻撃当初は一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後、適当な避難先に移動させることが必要となる。
- ③ 以上から、避難実施要領の策定に当たっては、各執行機関、消防機関、県、警察署、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要であり、また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づく的確な措置を実施できるよう、現地調整所を設けて活動調整に当たることとする。

【避難に比較的時間に余裕がある場合の対応】

「一時避難場所までの移動」～「一時避難場所からのバス等の運送手段を用いた移動」、といった手順が一般には考えられる。

【昼間の都市部において突発的に事案が発生した場合の対応】

当初の段階では、個々人がその判断により危険回避のための行動を取るとともに、警察署、消防機関、自衛隊等からの情報や助言に基づき、各地域における屋内避難や移動による避難を決定することとなる。

特にこの場合、初動時には、住民や滞在者の自主的な避難に頼らざるを得ないことから、平素から、住民が緊急時にいかに対応すべきかについて問題意識を持ってもらうことが必要である。

- ※ ゲリラ・特殊部隊による攻撃については、相手の攻撃の意図や目的により、攻撃の態様も様々であるが、少人数のグループにより行われるため、使用可能な武器も限定され、被害の範囲も一般には狭い範囲に限定される。

(3) 着上陸侵攻の場合

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となり、国の総合的な方針を待って対応することが必要となる。

このため、着上陸侵攻に伴う避難は、事態発生時における国の総合的な方針に基づき避難を行うことを基本として、具体的な対応については、その都度定めることとする。

第5章 救援

1 救援の実施【国民保護法第75条第1項、第76条、施行令第9条】

(1) 救援の実施

市長は、知事から実施すべき措置の内容及び期間の通知があったときは、次に掲げる措置のうちで実施することとされた救援に関する措置を関係機関の協力を得て行う。

- ① 収容施設の供与
- ② 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与
- ③ 医療の提供及び助産
- ④ 被災者の捜索及び救出
- ⑤ 埋葬及び火葬
- ⑥ 電話その他の通信設備の提供
- ⑦ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
- ⑧ 学用品の給与
- ⑨ 死体の捜索及び処理
- ⑩ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(2) 救援の補助

市長は、上記で実施することとされた措置を除き、知事が実施する措置の補助を行う。

2 関係機関との連携

(1) 県への要請等

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して国及び他の県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

(2) 他の市町村との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対し、県内の他の市町村との調整を行うよう要請する。

(3) 日本赤十字社との連携【国民保護法第77条】

市長は、事務の委任を受けた場合において、知事が日本赤十字社に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援の措置を実施する。

(4) 緊急物資の運送の求め【国民保護法第79条】

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。

3 救援の内容

(1) 救援の基準等【国民保護法第75条第3項、施行令第10条】

市長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成16年厚生労働省告示第343号。以下「救援の程度及び基準」という。）及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。

市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、厚生労働大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

(2) 救援における県との連携

市長は、知事が集約し、所有している資料の提供を求めるなどにより平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、市対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。

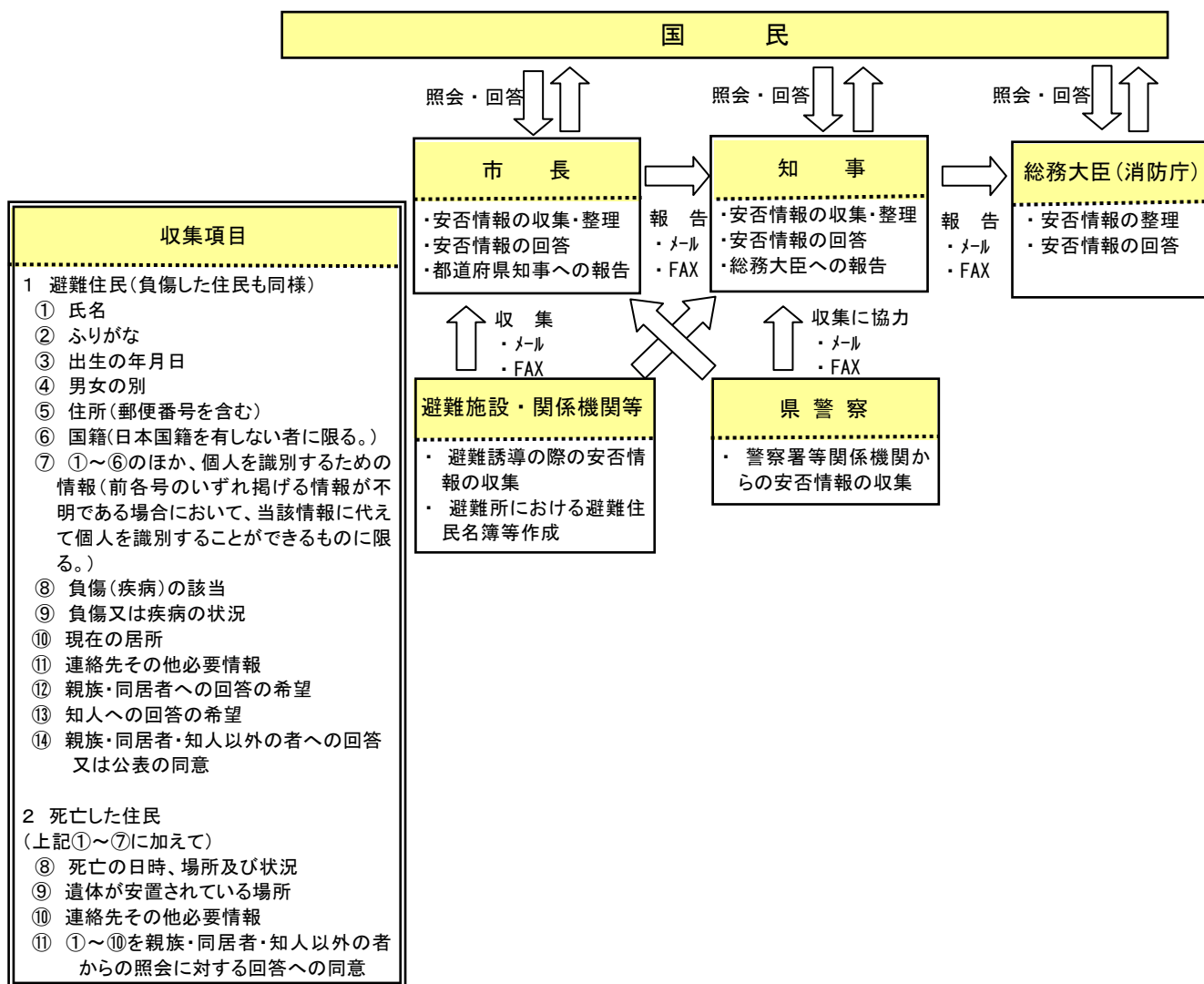
また、県と連携して、NBC攻撃による特殊な医療活動の実施に留意する。

第6章 安否情報の収集・提供

市は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を以下のとおり定める。

安否情報の収集、整理及び提供の流れを図示する。

安 否 情 報 収 集 ・ 整 理 ・ 提 供 の 流 れ



1 安否情報の収集【国民保護法第 94 条】

(1) 安否情報の収集

市は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している市が管理する学校等からの情報収集、警察署への照会などにより安否情報の収集を行う。

また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、外国人登録原票等市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。

(2) 安否情報収集の協力要請

市は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

(3) 安否情報の整理

市は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨が分かるように整理をしておく。

2 県に対する報告【国民保護法第94条第 1 項】

市は、県への報告に当たっては、原則として、安否情報省令第 2 条に規定する様式第 3 号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メールで県に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

3 安否情報の照会に対する回答【国民保護法第95条】

(1) 安否情報の照会の受付

- ① 市は、安否情報の照会窓口、電話及び F A X 番号、メールアドレスについて、市対策本部を設置すると同時に住民に周知する。
- ② 住民からの安否情報の照会については、原則として市対策本部に設置する対応窓口にて、安否情報省令に規定する様式第 4 号に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。

(2) 安否情報の回答

- ① 市は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、安否情報の照会を行う者の身分証明書により本人確認等を行うこと等により、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令第4条に規定する様式第5号により当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、または負傷しているか否かの別を回答する。
- ② 市は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式第5号により回答する。
- ③ 市は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

(3) 個人の情報の保護への配慮

- ① 安否情報は個人の情報であることに鑑み、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底する。
- ② 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

4 日本赤十字社に対する協力【国民保護法第96条第2項】

市は、日本赤十字社の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供に当たっても、3 (2)、(3) と同様に、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

第7章 武力攻撃災害への対処

第1 武力攻撃災害への対処

市は、武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常に対応とともに、特殊な武力攻撃災害への対応、活動時の安全の確保に留意しながら他の機関との連携のもとで活動を行う必要があり、武力攻撃災害への対処に関して基本的な事項を、以下のとおり定める。

1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方【国民保護法第97条】

(1) 武力攻撃災害への対処

市長は、国や県等の関係機関と協力して、市域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

(2) 知事への措置要請【国民保護法第97条第6項】

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、市長が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

(3) 対処に当たる職員の安全の確保【国民保護法第22条】

市は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

2 武力攻撃災害の兆候の通報【国民保護法第98条】

(1) 市長への通報

消防吏員は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかに、その旨を市長に通報する。

(2) 知事への通知

市長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防吏員又は警察官から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。

第2 応急措置等

市は、武力攻撃災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことが必要であり、それぞれの措置の実施に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 退避の指示【国民保護法第112条】

(1) 退避の指示

市長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。

この場合において、退避の指示に際し、必要により現地調整所を設けて（又は関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣し）、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合には、住民に危険が及ぶことを防止するため、県の対策本部長による避難の指示を待ついとまがない場合もあることから、市長は、被害発生現場からの情報を受けて、その緊急性等を勘案して付近の住民に退避の指示をする。

【退避の指示（一例）】

- 「〇〇町×丁目、△△町〇丁目」地区の住民については、外での移動に危険が生じるため、近隣の堅牢な建物や地下街など屋内に一時退避すること。
- 「〇〇町×丁目、△△町〇丁目」地区の住民については、〇〇地区の△△（一時）避難場所へ退避すること。

(2) 屋内退避の指示

市長は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。「屋内への退避」は、次のような場合に行うものとする。

- ① NBC攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき
- ② 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき

(3) 退避の指示に伴う措置等

① 住民への伝達等

市は、退避の指示を行ったときは、市防災行政無線、広報車等により速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、知事に通知を行う。

退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。

② 活動の調整

市長は、知事、警察官又は自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

(4) 安全の確保等

① 安全の確保【国民保護法第22条】

市長は、退避の指示を住民に伝達する市の職員に対して、二次被害が生じないよう国及び県からの情報や市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、消防機関、警察等と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。

② 緊急連絡手段の確保等

市の職員及び消防職団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、市長は、必要に応じて警察署、自衛隊等の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。

③ 特殊標章等の着用

市長は、退避の指示を行う市の職員に対して、武力攻撃事態等においては、必ず特殊標章等を交付し、着用させる。

2 警戒区域の設定【国民保護法第114条】

(1) 警戒区域の設定

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

【警戒区域の設定について】

警戒区域の設定は、武力攻撃災害に伴う目の危険を避けるため、特に必要がある場合において、退避の指示と同様に、地域の実情に精通している市長が独自の判断で一時的な立入制限区域を設けるものである。

警戒区域は、一定の区域をロープ等で明示し、当該区域内への立入制限等への違反については、罰則を科して履行を担保する点で退避の指示とは異なるもので

ある。

(2) 警戒区域の設定に伴う措置等

① 警戒区域の範囲の決定等

市長は、警戒区域の設定に際しては、市対策本部に集約された情報のほか、現地調整所における警察、自衛隊からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。

NBC攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

② 周知及び立入りの制限

市長は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、広報車等を活用し、住民に広報・周知する。また、放送事業者に対してその内容を連絡する。

武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

③ 連絡体制の確保

警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、警察署、消防機関等と連携して、車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有にもとづき、緊急時の連絡体制を確保する。

④ 活動の調整

市長は、知事、警察官又は自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保

市長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

3 応急公用負担等

(1) 市長の事前措置【国民保護法第111条】

市長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

(2) 応急公用負担【国民保護法第113条】

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると

認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

- ① 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用
- ② 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管）

4 消防に関する措置等

(1) 市が行う措置

市長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、警察署等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

(2) 消防機関の活動【国民保護法第97条第7項】

消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防職団員の活動上の安全確保に配意しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減する。

この場合において、消防本部及び消防署は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。

(3) 消防相互応援協定等に基づく応援要請

市長は、市の区域内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、知事又は他の市町村長に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。

(4) 緊急消防援助隊等の応援要請

市長は、(3)による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画及び緊急消防援助隊運用要綱に基づき、知事を通じ又は必要に応じ、直接に消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。

(5) 消防の応援の受入れ体制の確立

市長は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行われるよう、県知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集すると

ともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行う。

(6) 消防の相互応援に関する出動

市長は、他の被災市町村の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、県知事との連絡体制を確保するとともに、消防長と連携し、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。

(7) 医療機関との連携

市長は、消防機関とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

(8) 安全の確保【国民保護法第22条】

- ① 市長は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対し、二次被害を生じることがないように、国対策本部及び県対策本部からの情報を市対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、警察署等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。
- ② その際、市長は、必要により現地に職員を派遣し、消防機関、警察、自衛隊等と共に現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整に当たらせるとともに、市対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。
- ③ 被災地以外の市長は、知事又は消防庁長官から消防の応援等の指示を受けたときは、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行う。
- ④ 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防本部と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。
- ⑤ 市長及び消防長は、特に現場で活動する消防職団員等に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させるものとする。

第3 生活関連等施設における災害への対処等

市は、生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき必要な対処が行えるよう、国、県その他の関係機関と連携した市の対処に関して、以下のとおり定める。

1 生活関連等施設の安全確保【国民保護法第102条】

(1) 生活関連等施設の状況の把握

市は、市対策本部を設置した場合においては、市内に所在する生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

(2) 消防機関による支援

消防機関は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

(3) 市が管理する施設の安全の確保

市長は、市が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。

この場合において、市長は、必要に応じ、警察署、消防機関その他の行政機関に対し、支援を求める。

また、このほか、生活関連等施設以外の市が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除【国民保護法第103条】

(1) 危険物質等に関する措置命令

市長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命ずる。

なお、避難住民の運送などの措置において当該物質等が必要となる場合は、関係機関と市対策本部で所要の調整を行う。

危険物質等について市長が命ずることができる対象及び措置は次のとおりである。

① 対象

市域に設置される消防法第2条第7項の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は市域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うもの（国民保護法施行令第29条）

② 措置

ア 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限（消防法第12条の3）

イ 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限（国民保護法第103条第3項第2号）

ウ 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄（国民保護法第103条第3項第3号）

(2) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

市長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求める。また、市長は、②の措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

第4 N B C攻撃による災害への対処等【国民保護法第107条、第108条】

市は、N B C攻撃（核兵器等または生物剤もしくは化学剤を用いた兵器による攻撃をいう。以下同じ。）による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずるものとし、対処に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

市は、N B C攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講ずる。

(1) 応急措置の実施

市長は、N B C攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避を指示し、又は警戒区域を設定する。

市は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

(2) 国の方針に基づく措置の実施

市は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

(3) 関係機関との連携

市長は、N B C攻撃が行われた場合は、市対策本部において、消防機関、警察署、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

その際、必要により現地調整所を設置し（又は職員を参画させ）、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、市長は、現地調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、県に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

(4) 汚染原因に応じた対応

市は、N B C攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

① 核攻撃等の場合

市は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を県に直ちに報告する。

また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理

を行いつつ、活動を実施させる。

② 生物剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。

③ 化学剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

【生物剤を用いた攻撃の場合における対応】

天然痘等の生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには既に被害が拡大している可能性がある。生物剤を用いた攻撃については、こうした特殊性に鑑み、特に留意が必要である。

このため、市の国民保護担当部署においては、生物剤を用いた攻撃の特殊性に留意しつつ、生物剤の散布等による攻撃の状況について、通常の被害の状況等の把握の方法とは異なる点に鑑み、保健衛生担当部署等と緊密な連絡を取り合い、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベランス（疾病監視）による感染源及び汚染地域への作業に協力することとする。

(5) 市長の権限

市長は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、警察署等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

【国民保護法第 108 条の汚染拡大防止措置に関する表】

	対 象 物 件 等	措 置
1 号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・ 移動の制限 ・ 移動の禁止 ・ 廃棄
2 号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・ 使用の制限又は禁止 ・ 給水の制限又は禁止
3 号	死体	・ 移動の制限 ・ 移動の禁止
4 号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・ 廃棄
5 号	建物	・ 立入りの制限 ・ 立入りの禁止 ・ 封鎖
6 号	場所	・ 交通の制限 ・ 交通の遮断

市長は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に通知する。

上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

- ① 当該措置を講ずる旨
- ② 当該措置を講ずる理由
- ③ 当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）
- ④ 当該措置を講ずる時期
- ⑤ 当該措置の内容

(6) 要員の安全の確保

市長は、NBC攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地調整所や県から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

第8章 被災情報の収集及び報告

市は、被災情報を収集するとともに、知事に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

(1) 被災情報の収集【国民保護法第126条】

市は、電話、市防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。

また、市は情報収集に当たっては消防機関、警察署等との連絡を密にするとともに、特に消防機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用した情報の収集を行う。

(2) 被災情報の報告【国民保護法127条】

市は、被災情報の収集に当たっては、県及び消防庁に対し火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知）に基づき、電子メール、FAX等により直ちに被災情報の第一報を報告する。

市は、第一報を消防庁に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報についてあらかじめ定めた様式に従い、電子メール、FAX等により県が指定する時間に県に対し報告する。

なお、新たに重大な被害が発生した場合など、市長が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、県及び消防庁に報告する。

第9章 保健衛生の確保その他の措置

市は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 保健衛生の確保

市は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

(1) 保健衛生対策

市は、避難先地域において、県と連携し医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施する。

この場合において、高齢者、障がい者、その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

(2) 防疫対策

市は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、県等と連携し感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を実施する。

(3) 食品衛生確保対策

市は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、県と連携し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

(4) 飲料水衛生確保対策

- ① 市は、避難先地域における感染症等の防止をするため、県と連携し、飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等についての住民に対して情報提供を実施する。
- ② 市は、地域防災計画の定めに準じて、水道水の供給体制を整備する。
- ③ 市は、水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足する又は不足すると予想される場合については、県に対して水道用水の緊急応援にかかる要請を行う。

(5) 栄養指導対策

市は、避難先地域の住民の健康維持のため、栄養管理、栄養相談及び指導を県と連携し実施する。

2 廃棄物の処理

(1) 廃棄物処理の特例【国民保護法第124条】

① 廃棄物処理業の許可を受けていない者に対する特例

市は、環境大臣が指定する特例地域においては、県と連携し廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。

② 特例基準の指導

市は、①により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

(2) 廃棄物処理対策

① 廃棄物処理体制の整備

市は、地域防災計画の定めに準じて、「千葉県市町村震災廃棄物処理計画策定指針」等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。

② 応援等の要請

市は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する又は不足すると予想される場合については、県に対して他の市との応援等にかかる要請を行う。

第10章 国民生活の安定に関する措置

市は、武力攻撃事態等においては、水の安定的な供給等を実施することから、国民生活の安定に関する措置について、以下のとおり定める。

1 生活関連物資等の価格安定【国民保護法第129条】

市は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために県等の関係機関が実施する措置に協力する。

2 避難住民等の生活安定等

(1) 被災児童生徒等に対する教育

市教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

(2) 公的徴収金の減免等

市は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付又は納入に関する期間の延期並びに市税等(延滞金を含む)の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

3 生活基盤等の確保

(1) 水の安定的な供給【国民保護法第134条】

水道事業者として市は、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた配水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

(2) 公共的施設の適切な管理【国民保護法第137条】

道路の管理者として市は、当該公共的施設を適切に管理する。

第 1 1 章 特殊標章等の交付及び管理

市は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。）を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について、以下のとおり定める。

【特殊標章等の意義について】

1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される国際的な特殊標章等は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力（以下この章において「職務等」という。）を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等（以下この章において「場所等」という。）を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

(1) 特殊標章等【国民保護法第158条】

ア 特殊標章

第一追加議定書第66条3に規定される国際的な特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）。

イ 身分証明書

第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書（様式のひな型は以下のとおり）。

ウ 識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力等のために使用される場所等。

(2) 特殊標章等の交付及び管理【国民保護法第158条】

市長及び消防長は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制担当）通知）」に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ次に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。

① 市長

ア 市の職員（消防長の所轄の消防職員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行う者

イ 消防団長及び消防団員

ウ 市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者

エ 市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

② 消防長

- ア 消防長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行う者
- イ 消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ウ 消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(3) 特殊標章等に係る普及啓発

市は、国、県及びその他関係機関と協力しつつ、特殊標章等及び赤十字標章等の意義及びその使用に当たっての濫用防止について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講じることとし、応急の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 市が管理する施設及び設備の緊急点検等【国民保護法第139条】

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上でその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

(2) 通信機器の応急の復旧

市は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切替等を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。また、復旧措置を講じてもおお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(3) 県に対する支援要請【国民保護法第140条】

市は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、県に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

2 公共的施設の応急の復旧

(1) ライフライン施設の応急の復旧

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、市が管理するライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。

(2) 輸送路の確保に関する応急の復旧

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路、鉄道施設について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を県に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

第2章 武力攻撃災害の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、武力攻撃災害の復旧を行うこととし、武力攻撃災害の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

(1) 国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、市は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針にしたがって県と連携して実施する。

(2) 市が管理する施設及び設備の復旧

市は、武力攻撃災害により市の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。また、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案し、県と連携して、当面の復旧の方向を定める。

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

市が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

(1) 国に対する負担金の請求方法【国民保護法第168条】

市は、国民保護措置の実施に要した費用で市が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

(2) 関係書類の保管

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

2 損失補償及び損害補償

(1) 損失補償【国民保護法第159条第1項】

市は、国民保護法に基づく土地等の一部使用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

(2) 損害補償【国民保護法第160条】

市は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

3 総合調整及び指示に係る損失の補てん【国民保護法第161条第2項】

市は、県の対策本部長が総合調整を行い又は避難住民の誘導若しくは避難住民の運送に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、県に対して損失の請求を行う。

ただし、市の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りではない。

第5編 緊急対処事態への備えと対処

第1章 総則

第1 基本的考え方

市は、武力攻撃に準じる大規模テロ等の緊急対処事態においても、国民保護措置に準じて適切に緊急対処保護措置を講じ、対処する必要がある。このため、平素からの備えと対処について基本的な考え方を以下のとおり定める。

市は、緊急対処事態は原則として武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態想定とされるため、市緊急対処事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急対処事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、原則として武力攻撃事態等への対処に準じて行うこととなる。

一方、今日の安全保障環境に係る国の見解は、従来のような国家間における軍事的対立を中心とした問題のみならず、国際テロ組織などの非国家主体が重大な脅威であるとしている。

このため本編では、近年高まってきている大規模テロの脅威が我が国にも及んでおり、また、緊急対処事態においては、発生当初は災害と区別できないことや発生した事態に対して多様な対応が考えられるため、より詳細に記述することとする。

第2 事態想定ごとの被害概要

緊急処理事態に係る事態想定ごとの被害概要は、以下のとおりである。

1 攻撃対象施設等による分類

(1) 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

事態例	被害の概要
可燃性ガス貯蔵施設等の爆破	・爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生じる。
近隣県の原子力事業所等の破壊	・大量の放射性物質が放出され、周辺住民が被ばくする。 ・汚染された飲食物を摂取した住民が被ばくする。

(2) 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

事態例	被害の概要
集客施設、駅等の爆破	・集客施設、駅等で爆破が行われた場合、爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には人的被害は多大なものとなる。
列車等の爆破	
政治経済活動の中核※に対する攻撃 ※庁舎、議会、交通施設、変電所、通信施設等	・施設等の破壊等により、政治行政や社会経済活動に支障が生じる。 ・行政機能の低下により事態対処の遅延が生ずる。 ・行政サービスの停止、電気・通信・交通障害、物流停滞等により国民生活が圧迫される。

2 攻撃手段による分類

(1) 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

事態例	被害の概要
<放射性物質> ○ダーティボム等の爆発による放射能の拡散 ○河川上流への放射性物質の混入	・ダーティボム（爆薬と放射性物質を組み合わせたもの）の爆発による被害は、爆弾の破片及び飛び散った物体による被害並びに熱及び炎、また、放射性物質による被ばくや、汚染による被害及び不安が生じることである。 ・ダーティボムの爆発により放射線被ばくや放射性物質により汚染が起きると急性障害や発がんを含む晩発障害が起きることがある。 ・小型爆弾の特徴については、核兵器の特徴と同様である。まず、核爆発によって爆心地周辺においては、熱線、爆風及び中性子線やガンマ線が発生し、物質の燃焼、建造物の破壊、被ばくや放射性物質による汚染の被害を短期間にもたらすほか、中性子線により放射化された建築物や土壌から放射線が発生したり放射性物質を含んだ降下物が風下方向に拡散したりし、被害範囲を拡大させる。 ・水源地に対する放射性物質の混入による被害は、放射性物質による内部被ばくや社会的不安を引き起こすことである。

事態例	被害の概要
<生物剤・毒素> ○炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布 ○河川上流への毒素等の混入	・生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには、既に被害が拡大している可能性がある。 ・生物剤による被害は、使用される生物剤の特性、特にヒトからヒトへの感染力、ワクチンの有無、既知かどうか等により被害の範囲が異なるが、ヒトを媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合には、二次感染により被害が拡大することが考えられる。 ・水源地に対する毒素等の混入による被害は、汚染による健康被害及び不安が生じることである。
<化学剤> ○市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布	・一般に化学剤は、地形、気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をほうように広がり人的被害をもたらす。

(2) 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃が行われる事態

事態例	被害の概要
○航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ	・主な被害は施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によって被害の大きさが変わる。 ・攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺への被害も予想される。 ・爆発、火災等の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。

第3 平素からの備え

緊急対処保護措置を講ずるための、平素からの備えに必要な事項について、N B Cテロ及び爆発物を使用したテロを念頭に以下のとおり定める。

1 関係機関によるネットワーク等の構築と活用【国民保護法第172条第4項】

市は、放射性物質、生物剤、化学剤等原因物質の特定・分析、影響評価、防護、多数の被害者の救急搬送、住民の避難、医療措置、除染・防疫、無害化等に関する措置を的確に行う上での知見を迅速に入手し、緊急対処保護措置の実施に必要な協力を得るため、あらかじめネットワークを構築し、アドバイザーとしての専門家又は専門機関を確保する。

また、市は、警察署、消防機関、自衛隊等との危機管理・防災に係る様々な会議も活用し、関係機関との連絡体制や発生時の実働面等の強化に努める。

2 市が管理する公共施設における警戒

市は、その管理に係る公共施設等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、来場者確認の徹底等の不審者対策、警察、消防等への定期的巡回依頼と連絡体制の確認、職員及び警備員による見回り・点検、ポスターや館内放

送等による利用者への広報啓発など、警戒等の措置を実施し、施設の種別等に応じた予防対策を講ずることが重要である。

3 対処マニュアル等の整備及び留意点

市は、緊急対処事態において、迅速な対応を図るため、対処マニュアルや緊急連絡体制の整備を進め、必要に応じ、県や関係機関とで共有する。

なお、既存マニュアルの修正や新規作成を行うときには、関係機関との連携による対処を必要とする次の措置等について特に留意する。

- ① 多数の被害者の救助、救急搬送、救急医療等の人命救助に関する措置
- ② 放射性物質、生物剤、化学剤等原因物質の特定・分析及び影響評価等に関する措置
- ③ 放射性物質、生物剤、化学剤等の除染、防除、無害化等に関する措置
- ④ 国が想定している「現地調整所」の具体的運営や位置付け

第2章 緊急対処事態への対処

第1 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

市は、武力攻撃事態と同様に、緊急対処事態の認定が行われる前の段階においても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となることが想定される。

そのため、初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行うなど、事態認定前の対処について、以下のとおり定める。

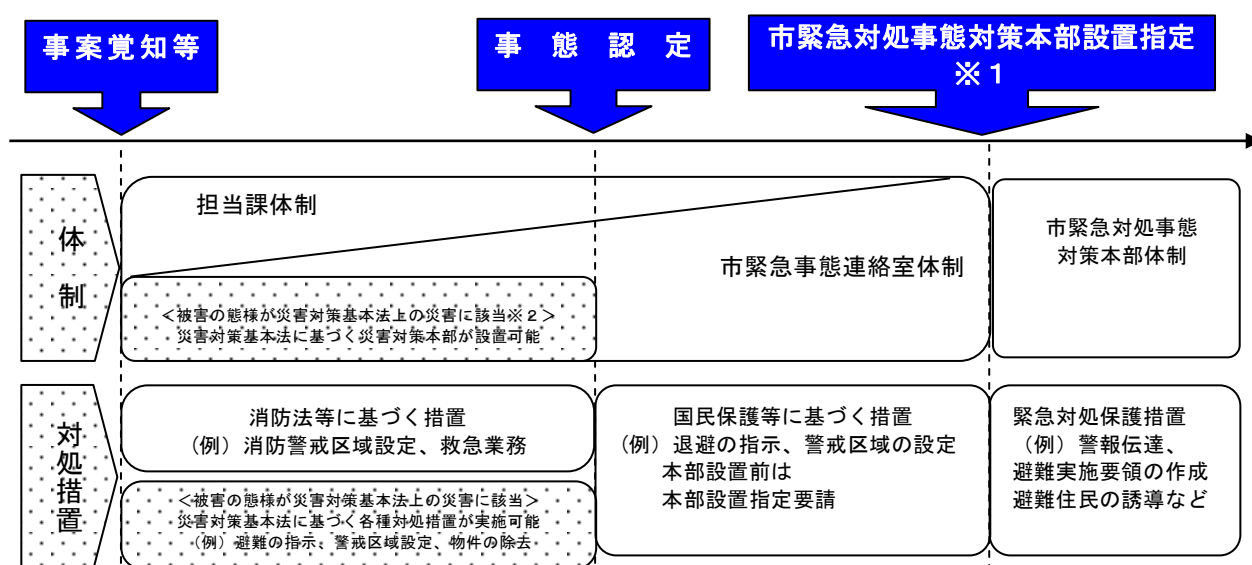
1 事態認定前における体制及び初動措置

(1) 初動時情報収集体制（担当課体制）

消防機関や市職員からの連絡その他の情報により、市の各課及び事業所等において緊急事態の発生を把握した場合は、直ちにその旨を市長に報告するとともに、県及び警察署に連絡を行う。

(2) 市緊急事態連絡室の設置

情報収集の結果、緊急対処事態における災害の発生を推認又は予測しうる情報を把握した場合、市長は、速やかに県及び警察署に連絡を行い、情報の共有化を図るとともに、市としての的確かつ迅速に対処するため、市緊急事態連絡室を設置する。市緊急事態連絡室は、個別の事態の状況に応じて市長が室長となり、室長の指名する者をもって構成する。



※1 事態認定と市緊急対処事態対策本部設置指定は、同時の場合も多いと思われるが、事態に応じて追加で指定が行われる場合には、タイミングがずれることになる。

※2 災害対策基本法上の災害とは、自然災害のほか、大規模な火災・爆発、放射性物質の大量放出、船舶等の事故等とされている。

2 市緊急対処事態対策本部体制への移行

政府において事態認定が行われ、市に対し、市緊急対処事態対策本部設置の通知があった場合には、市緊急事態連絡室体制等を廃し、直ちに市緊急対処事態対策本部を設置して新たな体制に移行する。

第2 市緊急対処事態対策本部の設置等

市が、市緊急対処事態対策本部を設置する場合の手順等について、以下のとおり定める。

1 市緊急対処事態対策本部の設置手順【国民保護法第183条】

(1) 市長による市緊急対処事態対策本部の設置

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を通じて市緊急対処事態対策本部を設置すべき市の指定の通知を受けた場合、直ちに市緊急対処事態対策本部を設置する。

また、事前に市緊急事態連絡室体制等をとっていた場合は、市緊急対処事態対策本部に切り替える。

(2) その他設置関連項目

次の設置関連項目については、市国民保護対策本部を設置する場合と同様とする。

- ① 市緊急対処事態対策本部員等及び同事務局職員等の参集
- ② 市緊急対処事態対策本部の開設
- ③ 交代要員等の確保
- ④ 本部の代替機能の確保

2 その他市緊急対処事態対策本部関連事項

次の関連項目については、市国民保護対策本部を設置する場合と同様とする。

- ① 市緊急対処事態対策本部等の組織構成及び機能
- ② 市緊急対処事態対策本部における広報
- ③ 市緊急対処事態現地対策本部の設置
- ④ 現地調整所の設置
- ⑤ 市緊急対処事態対策本部長の権限
- ⑥ 市緊急対処事態対策本部の廃止
- ⑦ 通信の確保

第3 関係機関相互の連携

緊急対処事態認定前後において、危機管理上特に重要となる初動時の関係機関相互の連携について、以下のとおり定める。

1 初動時における連携の基本モデルと主な役割

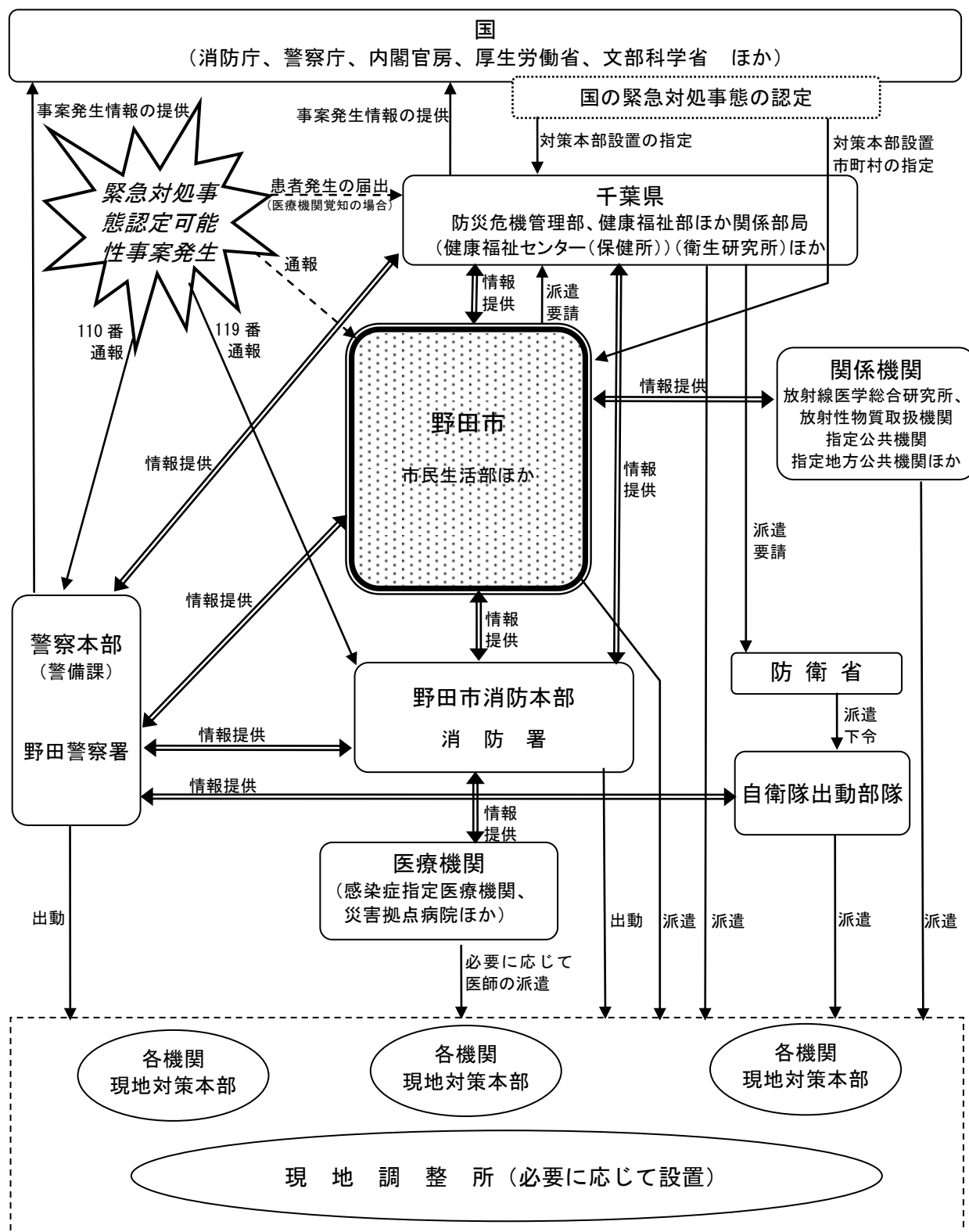
緊急対処事態認定前後における関係機関相互の連携形態は、第3編第3章の武力攻撃事態等における連携に準じるが、特に初動対応で重要となるのは、市や県と消防、警察署等の現地対処機関との連携である。

初動時における現地対処関係機関の主な役割は次のとおりと想定されており、基本的な連携モデルは、次の(2)のとおり想定される。

(1) 緊急対処事態の認定につながる可能性のある事案（以下、「緊急対処事態認定可能性事案」という。）発生時の主な関係機関の役割

市	情報収集、情報提供など
県	情報収集、情報提供、健康相談など
警察	情報収集、情報提供、現場の保存、立入禁止区域等の設定、簡易検知、検体採取、原因物質の特定、避難誘導、救助、交通規制、搜索活動など
消防	情報収集、情報提供、簡易検知、救助、避難誘導、立入禁止区域等の設定、一次除染、救急搬送におけるトリアージ、救急搬送、消火活動など
医療機関	救急医療、トリアージ、二次除染など
自衛隊	搜索及び救出、除染など

(2) 緊急処理事態認定前後における関係機関連携モデル



※「緊急処理事態」の形態は、いわゆるNBCテロや爆発物を使用したテロなど様々であるが、上に示している連携モデルは、事案発生時の各関係機関との連携イメージを総括的に図示したものである。

※ 各関係機関の総合調整は、基本的に現地付近に設置される現地調査所と市緊急処理事態対策本部とで行う。

2 使用物質別の相互連携モデルと主な役割

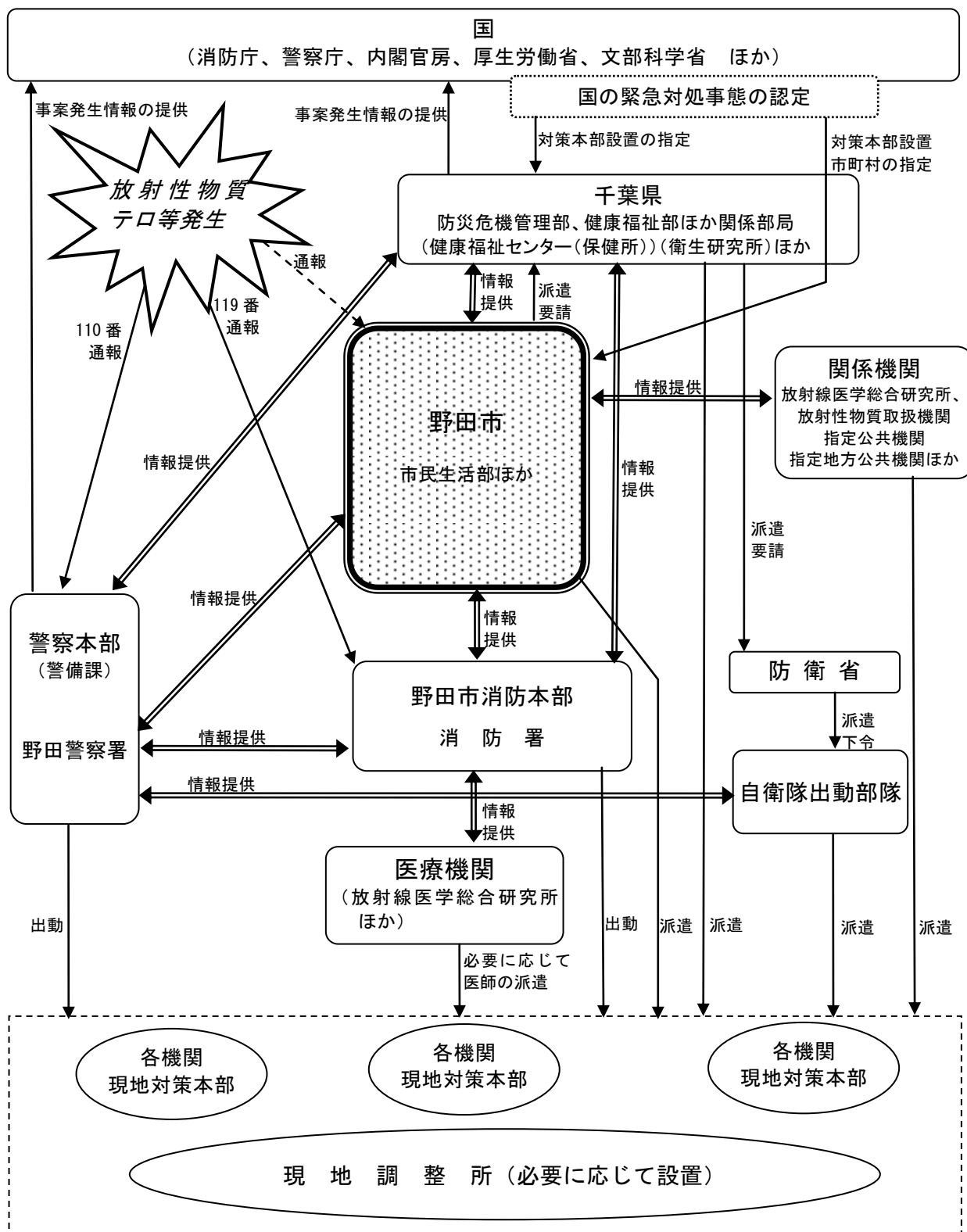
大規模テロなど緊急処理事態認定可能性事案において使用される物質は様々であり、その物質の性質類型ごとの現地対処関係機関の主な役割は次のとおり想定されており、連携モデル及び発生時の連絡系統図は次のとおり想定される。

(1) 放射性物質が使用された緊急処理事態認定可能性事案（以下「放射性物質テロ等」という。）

① 放射性物質テロ等発生時の主な関係機関の役割

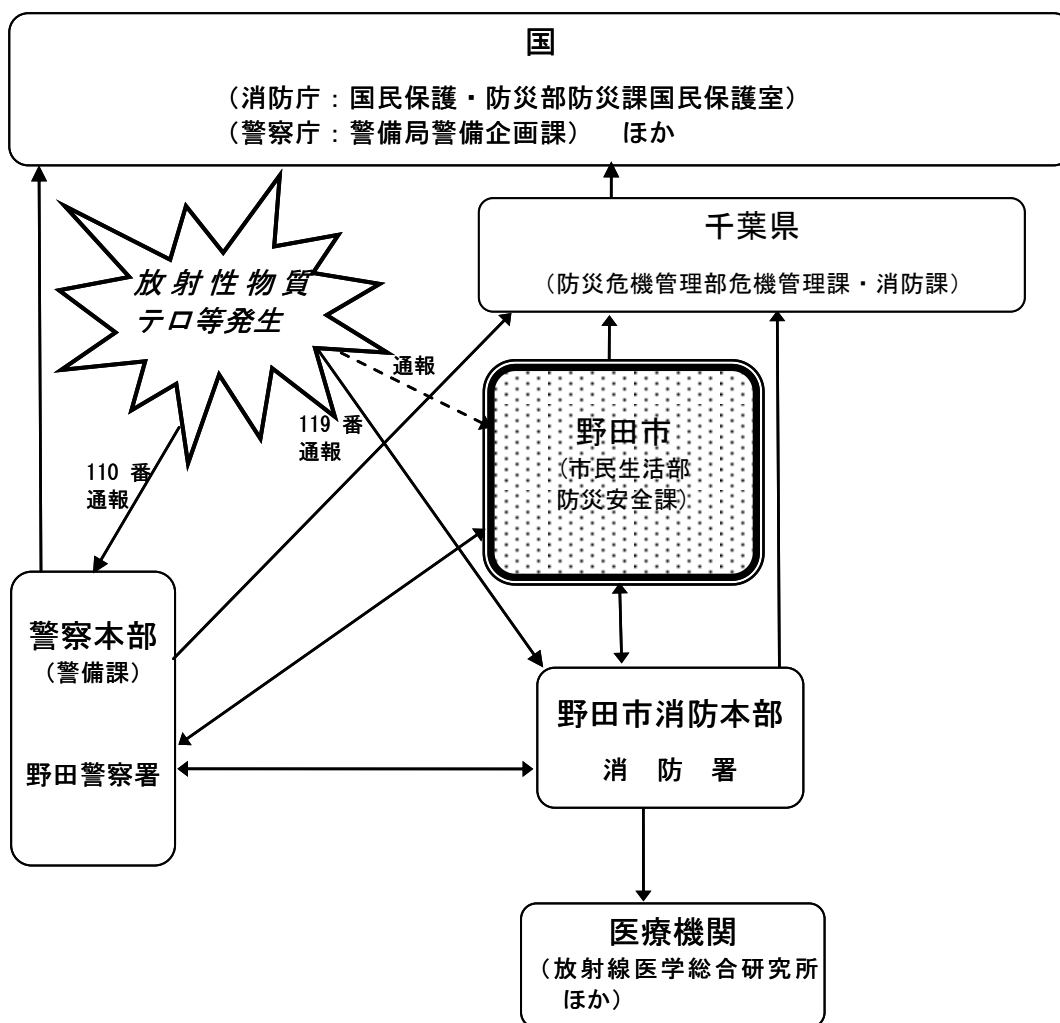
市	情報収集、情報提供、避難誘導など
国	情報収集、情報提供、専門家の派遣、モニタリングなど
県	情報収集、情報提供、健康相談、モニタリングなど
警察	情報収集、情報提供、現場の保存、立入禁止区域等の設定、避難誘導、救助、交通規制、捜索活動など
消防	情報収集、情報提供、簡易検知、救助、避難誘導、立入禁止区域等の設定、救急搬送、消火活動など
医療機関	救急医療、トリアージ、除染など
自衛隊	捜索及び救出など

② 放射性物質テロ等発生時の関係機関連携モデル



※ 放射性物質テロの事例として大規模な被害が想定されるものとしては、輸送中の放射性物質の近くでトラック爆弾（大量の爆発物を積んだ大型車）を爆破させるということが挙げられる。

③ 放射性物質テロ等発生時の連絡系統図

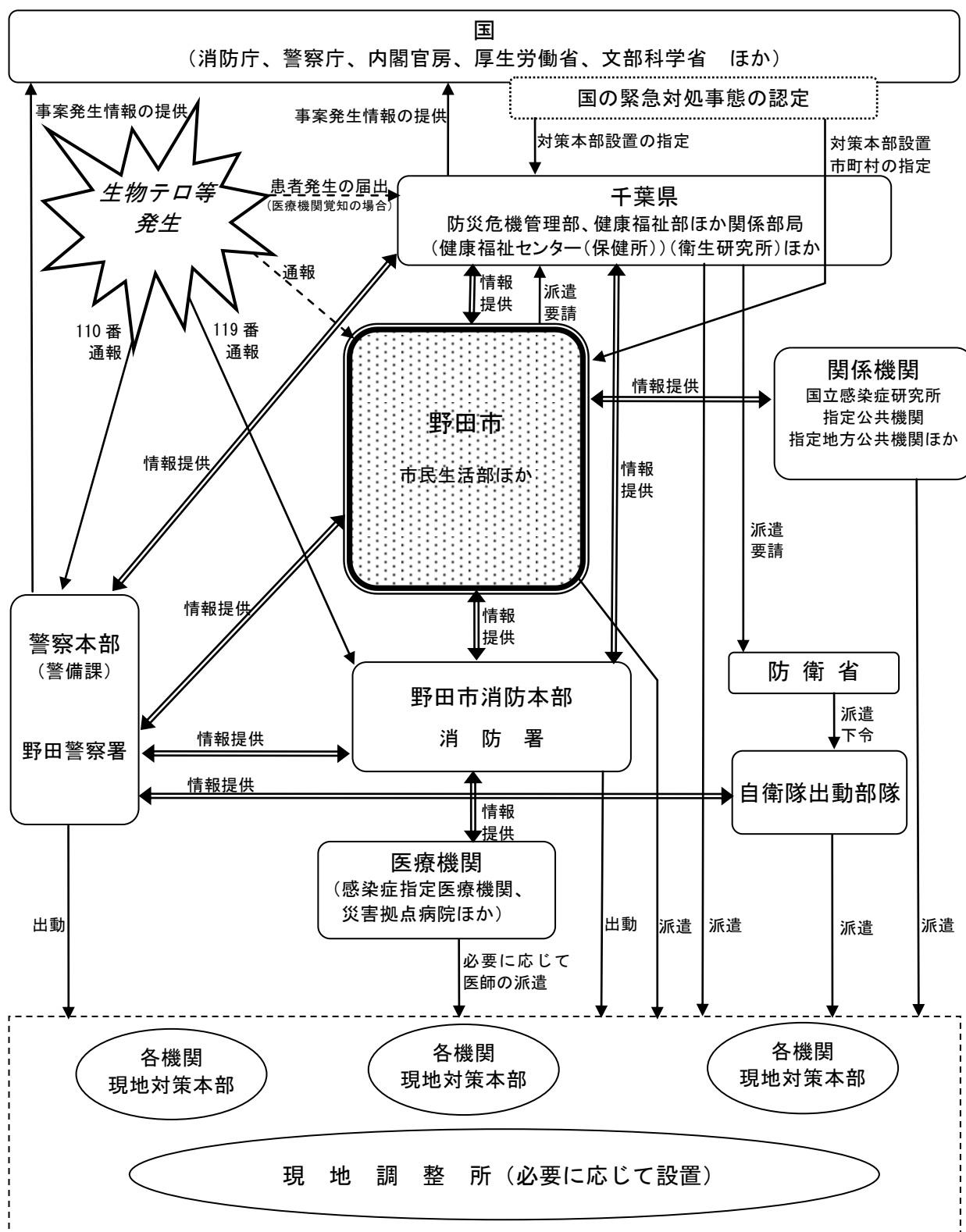


(2) 生物剤が使用された緊急対処事態認定可能性事案（以下「生物テロ等」という。）

① 生物テロ等発生時の主な関係機関の役割

市	情報収集、情報提供など
県	情報収集、情報提供、健康相談、感染経路等の調査、生物剤の検出、ワクチン接種（医療機関と協力）、（可能な範囲で）地域・施設の除染、消毒など
警察	情報収集、情報提供、現場の保存、立入禁止区域等の設定、避難誘導、救助、交通規制、簡易検知、検体採取、搜索活動など
消防	情報収集、情報提供、簡易検知、救助、避難誘導、立入禁止区域等の設定、被害者の除染（生物剤を含んだ物質を散布されたときなど）、救急搬送など
医療機関	救急医療、健康福祉センター（保健所）への届出など
自衛隊	搜索及び救出、除染など

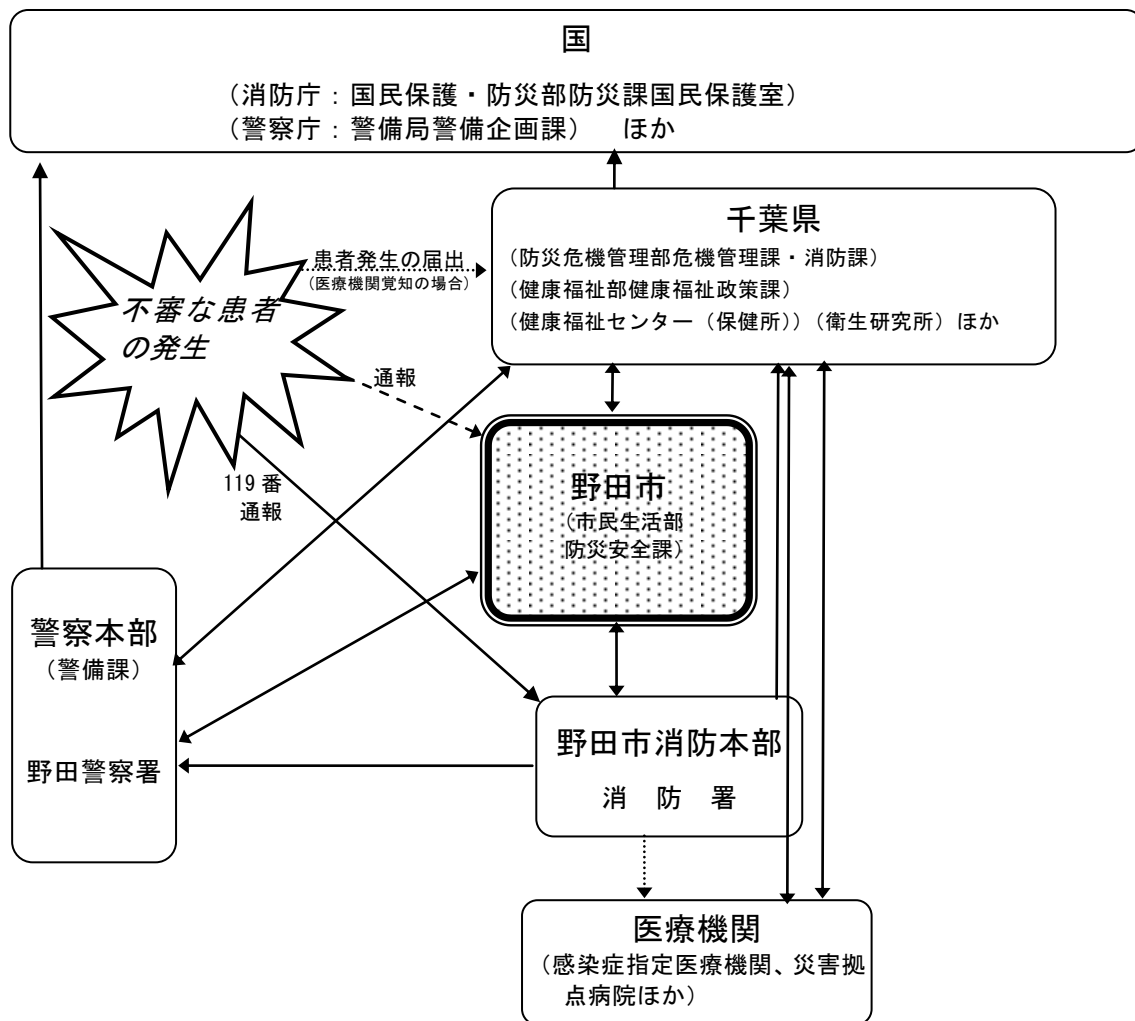
② 生物テロ等発生時の関係機関連携モデル



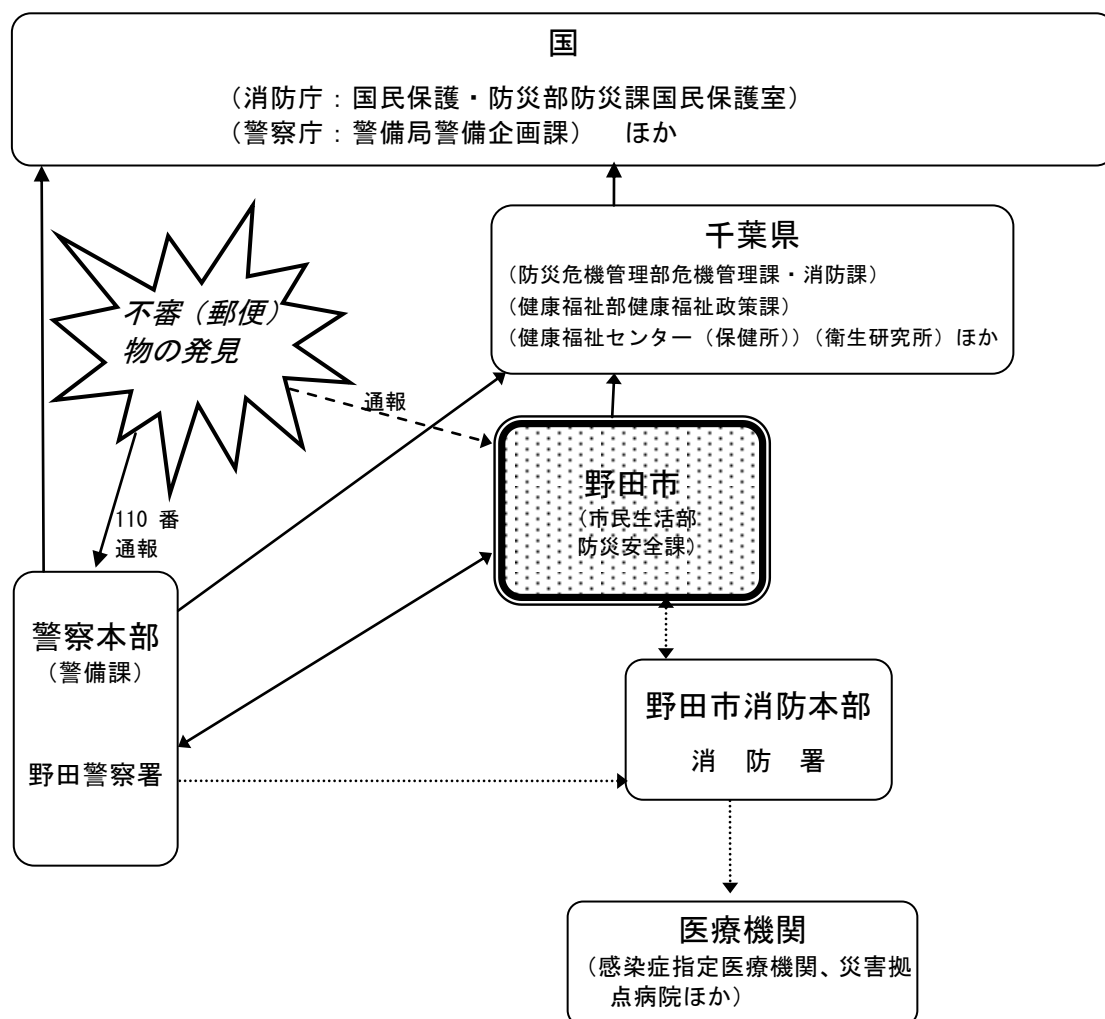
※ 人や動物を媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合は、攻撃が行われた時期、場所等の特定が通常困難であることに留意する。

③ 生物テロ等発生時の連絡系統図

ア 不審な患者が発生した場合



イ 不審（郵便）物が発見された場合

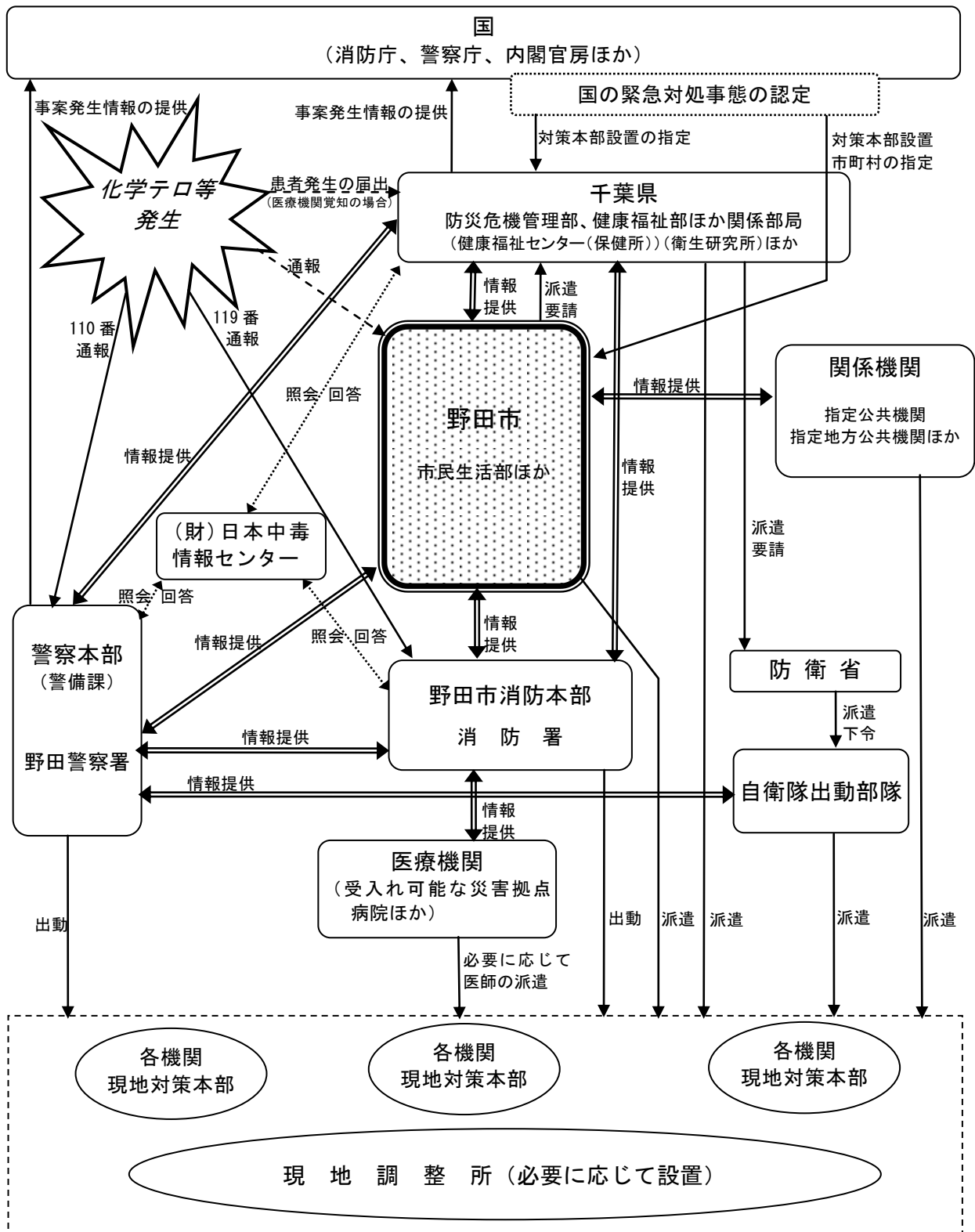


(3) 化学剤が使用された緊急対処事態認定可能性事案（以下「化学テロ等」という。）

① 化学テロ等発生時の主な関係機関の役割

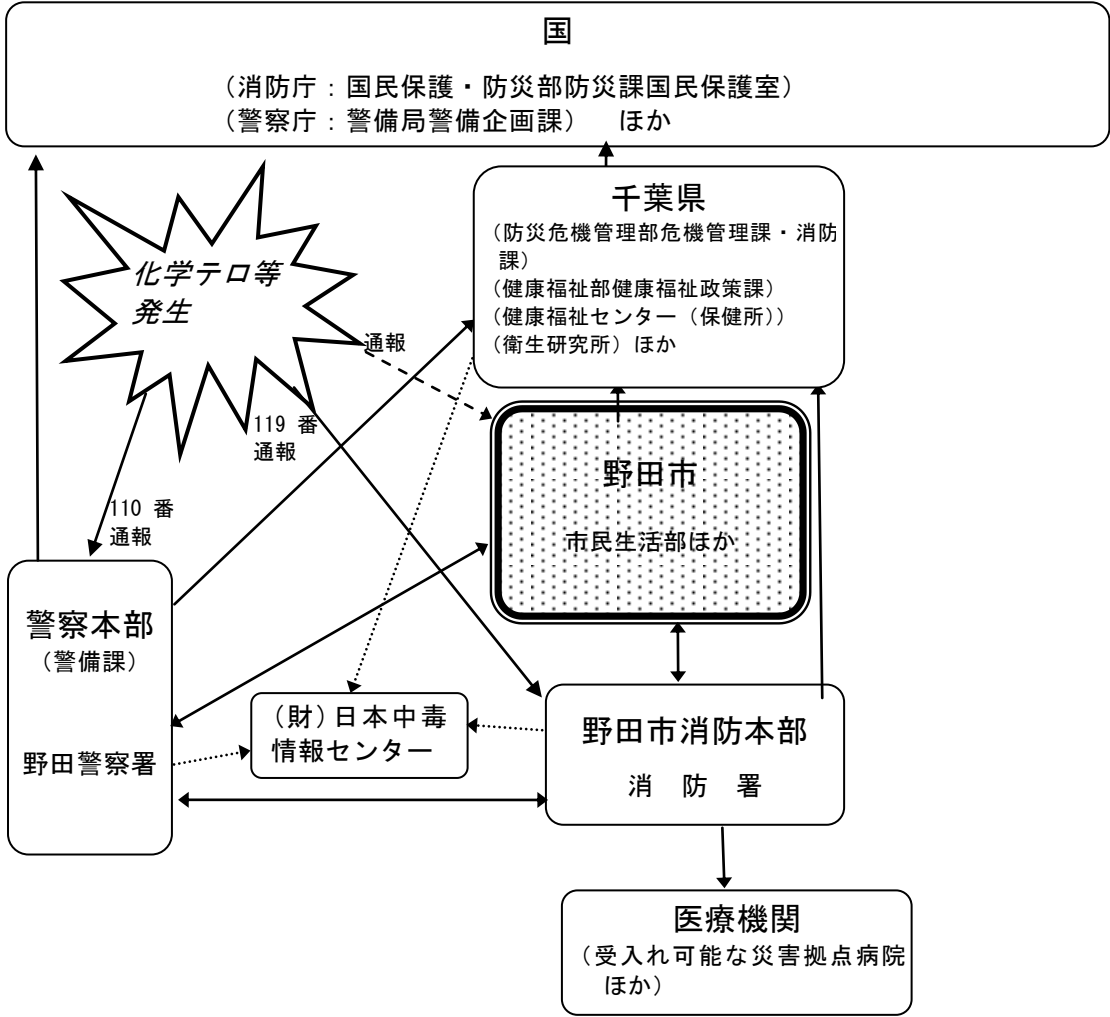
市	情報収集、情報提供など
県	情報収集、情報提供、健康相談など
警 察	情報収集、情報提供、現場の保存、立入禁止区域等の設定、交通規制、簡易検知、検体採取、原因物質の特定、捜索活動など
消 防	情報収集、情報提供、簡易検知、救助、立入禁止区域等の設定、被害者の一次除染、救急搬送におけるトリアージ、救急搬送など
医療機関	救急医療、トリアージ、被害者の二次除染など
自衛隊	捜索及び救出、除染など

② 化学テロ等発生時の関係機関連携モデル



※ (財) 日本中毒情報センター：テロに使用された物質に関する助言を行う。(除染剤、除染方法、処理方法など)

③ 化学テロ等発生時の連絡系統図

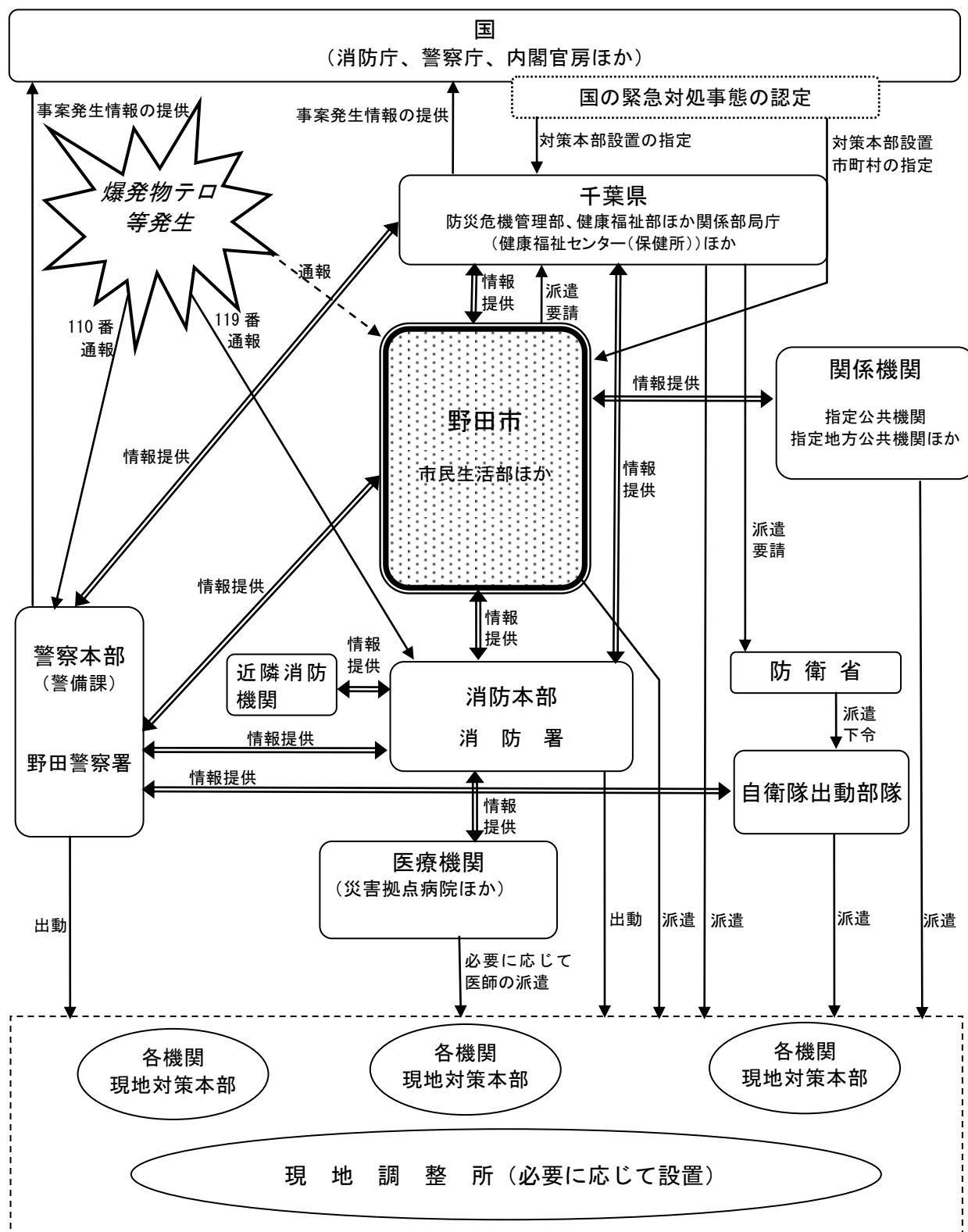


(4) 爆発物が使用された緊急対処事態認定可能性事案（以下「爆発物テロ等」という。）

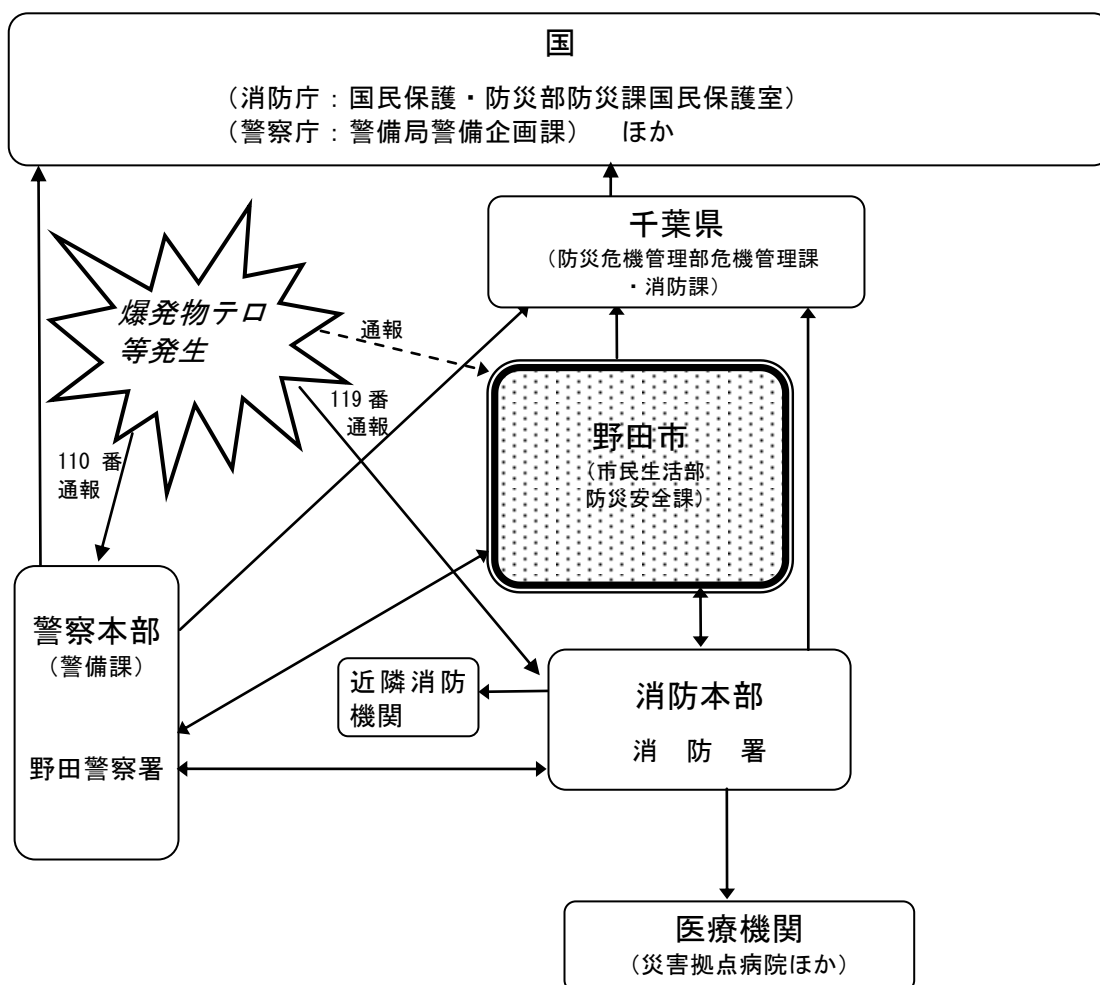
① 爆発物テロ等発生時の主な関係機関の役割

市	情報収集、情報提供など
県	報収集、情報提供、健康相談など
警 察	情報収集、情報提供、現場の保存、救助、避難誘導、立入禁止区域等の設定、交通規制、捜索活動など
消 防	情報収集、情報提供、救助、避難誘導、立入禁止区域等の設定、救急搬送におけるトリアージ、救急搬送、消火活動など
医療機関	救急医療、トリアージなど
自衛隊	捜索及び救出など

② 爆発物テロ等発生時の関係機関連携モデル



③ 爆発物テロ等発生時の連絡系統図



第4 緊急対処事態への対処上の留意点

緊急対処事態は、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、原則として、武力攻撃事態等への対処に準じて行うこととされており、その取扱い上の留意すべき点について以下のとおり定める。

1 緊急対処事態における警報の通知及び伝達

緊急対処事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の内容の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、市は、緊急対処事態における警報については、その内容を通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関及び当該地域に所在する施設の管理者等に対し通知及び伝達を行う。

緊急対処事態における警報の内容の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の内容の通知及び伝達に準じて、これを行う。

2 赤十字標章等の標章の取扱い

赤十字標章等及び特殊標章等は、国際的な武力紛争において使用されるものであることから、武力攻撃事態等における赤十字標章等の標章に関する法の規定は、国際的な武力紛争ではない緊急対処事態には準用されていないので留意する。

3 国民経済上の措置の取扱い

武力攻撃事態が長期にわたる場合を前提とした国民経済上の措置に関する規定（生活関連物資等の価格の安定、金銭債務の支払猶予等に関する規定）は、長期にわたるものと想定していない緊急対処事態には準用されていないので留意する。

第5 緊急対処事態に係る復旧等

緊急対処事態において必要となる復旧等は、武力攻撃災害に対するものと同様と考えられることから、第4編に基づく対処を図るものとする。